

国際的保護の付与・撤回のための共通手続きに関する2013年6月26日付け
の欧州議会・理事会指令2013/32/EU（改）

翻訳監修 桜美林大学准教授 佐藤以久子
翻訳出版 国連難民高等弁務官駐日事務所

欧州議会及び欧州連合理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、特に、同条約第
78条2項(d)号を考慮し、
欧州委員会による提案を考慮し、
欧州経済社会委員会の意見を考慮し⁽¹⁾、
地域委員会と協議した後、
通常の立法手続きに従い行動し⁽²⁾、従って、

(1) 難民の地位の付与及び撤回のための手
続きの最低基準に関する2005年12月1日付け
の理事会指令2005/85/ECには、多数の実質的
な変更がなされている⁽³⁾。明確さのために、同
指令は見直されること。

(2) 欧州共通の庇護制度を含む庇護に関す
る共通政策は、事情によりやむなく連合内で正
当に保護を求める者に対して、開かれた自由・
安全・司法の領域を漸進的に設けるという欧州
連合の目標を構成する要素であること。そのよ
うな政策は、加盟国間における財政関連を含む
連帯及び公平な責任分担の原則によって決定す
ること。

(3) 欧州理事会は、1999年10月15日・16
日にタンペレで開催された特別会合において、
1967年1月31日のニューヨーク議定書により改
正された1951年7月28日の難民の地位に関す
るジュネーブ条約（「ジュネーブ条約」）の完
全かつ包括的な適用に基づき、従って、ノン・
ルフールマン（追放及び強制送還の禁止）原則
を確認し、何人も迫害へ送り返されないことを
確保する、欧州共通庇護制度の設立に向け取り
組むことに合意したこと。

(4) タンペレ決議は、欧州共通庇護制度が、
短期的には、加盟国内における公正で効率的な
庇護手続きのための共通基準と、長期的には、
EU内での共通庇護手続きへと導く連合規則を
含むこととすると規定している。

(5) 欧州共通庇護制度の第一段階は、条約
に規定された関連法律文書（庇護手続きに関す
る最初の措置であった指令2005/85/ECを含
む）の採択によって達成されたこと。

(6) 欧州理事会は、2004年11月4日の会合
において、2005年から2010年の期間に自由・
安全・司法の領域で施行されるべき目標を定め
たハーグ計画を採択したこと。これについて、
ハーグ計画は、欧州委員会に対し、第一段階の
法律文書の評価を取りまとめ、第二段階の文書
及び措置を欧州議会及び理事会に提出するよう
求めたこと。ハーグ計画に従って、欧州共通庇
護制度の創設のために遂行されるべき目標は、
共通庇護手続及びEU全域で有効な統一した地
位の制定であること。

(7) 2008年10月16日に採択された出入国
管理（immigration）と庇護に関する欧州協定に
おいて、欧州理事会は、加盟国間において保護
付与に関する著しい格差が残っていることに留
意し、ハーグ計画で設定された欧州共通庇護制
度の設立を完成するために、共通の保障を備え
た単一庇護手続きを制定する提案を含む新たな
イニシアチブを要請したこと。

(8) 欧州理事会は、2009年12月10日から
11日の会合において、ストックホルム計画を採
択したこと。同計画では、共通庇護手続と高
い保護基準及び公正で効率的な手続きを基礎と
した国際的保護を付与された者に対する統一し
た地位に基づく保護・連帯の共通領域を、2012
年までに確立するという目標に対する約束を改
めて表明したこと。ストックホルム計画では、

⁽¹⁾ OJ C 24, 28.1.2012, p. 79.

⁽²⁾ 2011年4月6日付けの欧州議会の見解（OJ
C 296 E, 2.10.2012, p. 184）及び2013年6月6日
付けの理事会の見解（官報未発表）。2013年6
月10日付けの欧州議会の見解（官報未発表）。

⁽³⁾ OJ L 326, 13.12.2005, p. 13.

国際的保護を必要とする人々は合法的に安全で効率的な庇護手続きへのアクセスを保障されなくてはならないことが確認されたこと。ストックホルム計画に従って、個人は、どの加盟国で国際的保護の申請をしたかにかかわらず、手続き上の処理及び地位決定に関して同レベルの取扱いを受けるべきであること。目標は、類似の事例においては、同様に扱われ、同じ結果となること。

(9) 欧州難民基金及び欧州庇護支援事務所 (EASO) の資源が、欧州共通庇護制度の第二段階で定められた基準の実施における加盟国の努力に対して、特に、地理的又は人口事情のために国内庇護制度への特有で不均衡な圧力に直面している加盟国に対して、適切な支援を提供するために動員されること。

(10) この指令を施行する際、加盟国は EASO が構築した関連のガイドラインを考慮すること。

(11) 第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民又は補充的保護の統一した地位及び付与される保護内容のための基準に関する 2011 年 12 月 13 日付けの欧州議会及び理事会指令 2011/95/EU にいう申請者の国際的保護の必要性について、包括的かつ効率的な評価を確保するために⁽¹⁾、国際的保護の付与・撤回のための手続きに関する EU の枠組みは、単一手続きの概念に基づくこと。

(12) この指令の主な目標は、EU 内で共通庇護手続きを設立することを視野に入れ、国際的保護の付与・撤回のための加盟国内の手続きの基準をさらに発展させることである。

(13) 国際的保護の付与・撤回の手続きに関する規則の近似は、加盟国間での法的枠組みにおける相違によって国際的保護の申請者の二次的移動が生ずることになる場合、そのような二次的移動を制限し、並びに加盟国における指令 2011/95/EU の適用に関する同等の条件を創出することに役立つと考えられること。

(14) 加盟国は、第三国国民又は無国籍者が指令 2011/95/EU にいう国際的保護を必要としていることを根拠とした請求と理解される場合、加盟国の国際的保護を求めるそれらの者に対し、より有利な規定を導入又は維持する権限を有することとする。

(15) この指令の範囲に該当する者の取扱いに関して、加盟国は、締約国となっている国際法の文書の下での義務に拘束されること。

(16) すべての国際的保護の申請に関する決定は、事実に基づいて、一次審査においては、国際的保護に関する適切な知識を有し又は必要な訓練を受けた当局の職員によって行われることが不可欠であること。

(17) 国際的保護の申請が客観的に審査され、決定がなされるよう確保するために、この指令に規定された手続きの枠組みにおいて行動する専門家が、適用可能な義務論的原則を相当に尊重し、業務を遂行することが必要であること。

(18) 適正かつ完全な審査が実施されることを損なうことなく、国際的保護の申請についての決定が可能な限り早く行われることは、加盟国及び国際的保護の申請者の双方の利益となること。

(19) 特定の事例における手続きの全体的な

⁽¹⁾ OJ L 337, 20.12.2011, p. 9.

期間を短縮するために、加盟国は、国内の要求に従って、通常適用される手続期間、原則及び保障を損なうことなく、前に行われた他の申請よりも先に審査し、どの申請の審査にも優先順位を決める柔軟性を有すること。

(20) 申請が根拠のない可能性が高い場合、国家の安全上重大な又は公の秩序の懸念が存在する場合であって、十分に明確となった状況において、加盟国は、特に、適切かつ完全な審査が実施されること及び申請者に対しこの指令で規定する基本原則及び保障への効果的なアクセスを損なうことなく、一定の手続き段階において、より短い合理的な期限を導入することにより、審査手続きを迅速にすることができるものとする。

(21) 申請者が本当の理由を示すことができる限りにおいて、入国に関する文書の欠如又は偽造文書の使用は、それ自体で自動的に国境又は迅速な手続きを必ず取ることにはならないとすること。

(22) 一次審査の段階での国際的保護の必要性の正しい認定を確保することも、加盟国及び国際的保護の申請者の双方の利益になる。そのためには、申請者の特別な事情を考慮し、申請者には、一次審査において、無料で、法的・手続的情報が提供されること。そのような情報の提供は、とりわけ、申請者が手続きをより良く理解できるようにし、よって、申請者が関連する義務を遵守することに役立つことになること。加盟国に対し、有資格の弁護士によるサービスを通じてのみそうした情報を提供するように請求することは不相応である。そのため、加盟国は、非政府組織若しくは政府当局又は国家の専門的サービスの職員を通じて情報を提供するなど、そのような情報提供に最適な手段を用いる

可能性を有すること。

(23) 異議申立手続きにおいて、一定の条件に従って、申請者には、国内法上、法的支援及び代理を行う資格を有する者による無料の法律扶助及び代理を与えられること。さらに、手続きの全段階において、申請者は、自費で、国内法上そうしたことを認められた又は許可された弁護士又は法律カウンセラーに相談する権利を有すること

(24) 公の秩序の概念は、とりわけ、重大な犯罪についての有罪判決を含み得ること。

(25) ジュネーブ条約第 1 条にいう難民又は補充的保護の資格を有する者としての保護を必要とする者の正しい認定のためには、全ての申請者は、手続きへの効果的なアクセスを有し、自らの事案に関する事実を提出するために権限ある当局と協力し又適切に意思疎通を図る機会を持つこと、並びに手続きの全段階を通じて、申請を続けるために十分な手続的保障を有すること。さらに、国際的保護の申請が審査される手続きは、通常、申請者に対して、少なくとも、認定当局による決定までの間に滞在する権利、当局による面接を受ける場合には自らの事案を提出するための通訳サービスへのアクセス、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び国際的保護の申請者に対する助言又はカウンセリングを提供する機関の代表者と連絡する機会、決定及び当該決定に関する事実・法律上の理由の適切な通知に対する権利、弁護士又はその他のカウンセラーと相談する機会、手続き中の決定的な時点において、理解する言語又は理解すると合理的に推定される言語でかれらの法的立場について通知される権利、否定的な決定の場合は、裁判所又は審判所に効果的な救済を求める権利を与えること。

(26) 審査手続きへの効果的なアクセスを確保するために、国際的保護を求める者と最初に接触する職員、特に、陸上又は海上国境の監視を実施する職員若しくは国境で検問を行う職員は、とりわけ、EASO によって構築された関連ガイドラインを十分に考慮し、国際的保護の申請をどのように認識し取り扱うべきかについての関連情報及び必要な訓練を受けること。そうした職員には、加盟国の領域内にいる（国境、領海又は乗継区域を含む）国際的保護の申請を行う第三国国民又は無国籍者に対して、国際的保護の申請が提出できる場所及び方法についての関連情報を提供できるようにすること。それらの者が加盟国の領海内にいる場合、上陸させ、この指令に従って申請を審査すること。

(27) 国際的保護申請の希望を表明した第三国国民及び無国籍者は国際的保護の申請者であることを前提として、そうした者は、この指令及び国際的保護の申請者の受入基準を定める2013年6月26日の欧州議会・理事会指令2013/33/EUの下での義務に従い、同指令の下での権利の受益を得ることとする。⁽¹⁾ そのためには、加盟国は、それらの者が国際的保護の申請者であるという事実をできる限り速やかに登録すること。

(28) 国境通過地点及び収容施設における審査手続きへのアクセスを促進するために、国際的保護を申請する可能性についての情報を利用可能な状態にして置くこと。人が国際的保護申請の希望を宣言したかについて、権限ある当局が理解できるように、必要な基本的コミュニケーションが通訳の手配を通じて確保されること。

(29) 一定の申請者は、とりわけ、年齢、ジ

ェンダー、性的指向、性同一性、障がい、重大な疾患、精神疾患のため、又は、拷問、強姦、その他の形態の精神的・身体的・性的暴力の結果として、特別な手続的保障を必要とする可能性がある。加盟国は、一次審査の決定前に特別な手続的保障を必要とする申請者を特定するよう努めることとする。それら申請者には、十分な支援が提供されること（手続きへの効果的なアクセスに必要な状況をつくり、並びにその国際的保護の申請を立証するために必要な要素を提出するための十分な時間を含む）。

(30) 迅速な手続き又は国境手続きの枠組みにおいて、特別な手続的保障を必要とする申請者に対し、十分な支援が提供できない場合には、そのような申請者はそうした手続きから免除されること。迅速な手続き又は国境手続きの適用を妨げる可能性のある特別な手続的保障の必要性な内容により、申請者の異議申立てが自動停止効果を持たない場合には、当該申請者の特別な事情において救済が効果的となるために、申請者には追加的な保障が提供されることとすることも意味すること。

(31) この指令の対象となる手続きにおいて、拷問又はその他の重大な身体的・精神的暴力行為（性暴力行為を含む）の症状及び兆候の特定や証拠資料を扱う国内措置は、とりわけ、拷問及び他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い若しくは「刑罰の効果的な調査及び証拠書類作成に関するマニュアル（イスタンブール議定書）」に基づくこと。

(32) 女性及び男性の申請者間の実質的な平等を確保するために、審査手続きはジェンダーに配慮したものであることとする。特に、個別の面接は、ジェンダーに基づく迫害が関連する事案において、女性及び男性双方の申請者が過

⁽¹⁾ 本官報の96頁を参照のこと。

去の経験について話すことができるように調整されること。ジェンダーに関連する請求の複雑さは、安全な第三国の概念、安全な出身国の概念又は再申請の概念に基づく手続きにおいて適切に考慮されること。

(33) 子どもの最善の利益は、欧州連合基本権憲章（憲章）及び 1989 年児童の権利に関する国連の条約に従って、この指令を適用するにあたり、加盟国が第一に考慮すべき事項であること。子どもの最善の利益を評価するにあたり、加盟国は特に、経歴を含む福祉及び社会的発達を十分に考慮すること。

(34) 国際的保護の必要性を審査する手続きは、権限ある当局が国際的保護の申請の厳格な審査を実施できるようなものであること。

(35) 申請が処理される枠組みにおいて、申請者が身体検査を受ける場合、当該検査は、同姓の者により実施されるべきであること。このことは、検査の実施を損なうことなく、安全上の理由のために、国内法に基づいて行われること。

(36) 申請者が、新たな証拠又は論拠を提出することなく再申請を行う場合、加盟国に対し新たに完全な審査手続きを実施することを義務付けるのは不相応である。そのような場合には、加盟国は一事不再理の原則に従って申請を却下することができること。

(37) 申請の本案に関し適時に面接を実施する際の認定当局以外の当局の職員の関与について、「適時に」の概念は、第 31 条に規定する期限に対して評価されること。

(38) 多くの国際的保護の申請は、申請者の

入国に関する決定の前に、加盟国の国境又は乗継区域で行われる。加盟国は、そのような申請が、十分に明確となった状況において、それらの場所で決定されることを可能とする受理可能性及び／又は本案審査手続きを提供できること。

(39) 申請者の出身国において、不安定な状態が広く一般的にあるか否かを判断するにあたり、加盟国は、EASO、UNHCR、欧州理事会及びその他の関連国際機関などの関連情報源から正確で最新の情報を入手するよう確保すること。加盟国は、手続き完了のどんな延期も、この指令の下での手続きの効率性及び公正さを損なうことなく、指令 2011/95/EU 及び憲章第 41 条の下での義務を完全に順守するものであるよう確保すること。

(40) 国際的保護の十分に理由がある申請についての重要な考慮事項は、出身国における申請者の安全である。第三国が安全な出身国と見なされ得る場合、申請者がその反対の兆候を提示しない限りにおいて、加盟国はそれを安全なものとして指定し、特定の申請者についてその安全を推定することができること。

(41) 調和のレベルが、国際的保護の受益者としての第三国国民及び無国籍者の資格について達成されたならば、第三国を安全な出身国と指定するための共通基準が確立されるべきである。

(42) この指令の適用上、安全な出身国としての第三国の指定は、当該国の国民の安全を完全な保障を確証するものではない。まさにその本質により、指定の基になる評価は、当該国の一般的な市民的・法的・政治的状況、並びに、迫害、拷問若しくは非人道的な又は品位を傷つける取扱い、又は刑罰の加害者が、当該国にお

いて責任があると見なされた場合には、実行において制裁の対象とされるかどうかのみを考慮することができる。そのため、申請者がその特別な事情において同国が安全ではないと見なす有効な理由が存在することを示した場合、安全であるとの同国のその指定が申請者に関連するものと見なすことはもはやできないとすることが重要であること。

(43) 加盟国は、すべての申請をその本案について審査すること、つまり、当該申請者が指令 2011/95/EU に従って国際的保護の資格を有するかどうかを評価すること。ただし、この指令に別段の定めがある場合、特に、他の国が審査を行い若しくは十分な保護を提供すると合理的に推測できる場合を除く。特に、一次庇護国が、申請者に難民の地位又はその他の十分な保護を付与し、申請者が同国への再入国を認められる場合には、加盟国は国際的保護の申請の本案について評価することを義務付けられないこと。

(44) 申請者が、国内法で定義する第三国との十分なつながりのために、当該第三国で保護を求めることが合理的に期待でき、当該国に入国又は再入国を認められると見なす根拠が存在する場合には、加盟国は国際的保護の申請の本案について評価することを義務付けられるべきではないこと。加盟国は、特定の申請者が当該第三国において安全である場合は、そうしたことに基づいてのみ処理すること。申請者の二次的移動を避けるために、第三国が安全な国としての考慮又は指定についての共通原則が確立されること。

(45) さらに、特に人権及び難民保護の高い基準を遵守する特定の欧州の第三国について、加盟国が、そのような欧州の第三国から自国に

入国した申請者についての国際的保護の申請の審査を行わないこと、又は完全な審査を行わないことを許可すること。

(46) 加盟国が、安全な国の概念を個々に適用する場合、又はその趣旨で一覧表を導入して安全な国を指定する場合、加盟国は、とりわけ、ガイドライン及び運用マニュアル、若しくは出身国情報及び活動に関する情報（欧州庇護支援事務所を設立する 2010 年 5 月 19 日の欧州議会及び理事会規則（EU）第 439/2010 号⁽¹⁾にいう EASO の出身国情報の報告方法を含む）、並びに関連する UNHCR ガイドラインもまた考慮すること。

(47) 安全な出身国・安全な第三国・安全な欧州の第三国の概念の国内的適用に関する情報の定期的交換及び加盟国によるそれらの概念の使用に関する委員会の定期的審査を促進し、将来におけるさらなる調和の可能性に備えるため、加盟国はそれらの概念が適用される第三国について欧州委員会に通知又は定期的に報告すること。欧州委員会は、その審査結果について、欧州議会に定期的に情報提供すること。

(48) 最新の情報に基づく安全な国の概念の正確な適用を確保するため、加盟国は、様々な情報源（特に、他の加盟国、EASO、UNHCR、欧州理事会及びその他の関連国際機関を含む）に基づいて、それらの国の状況に関する定期的な見直しを実施すること。加盟国が安全な国として指定した国の人権状況について著しい変化があったことを知った場合には、加盟国は、できる限り速やかに当該状況の見直しを実施するよう確保し、必要な場合には、当該国の安全な国としての指定を見直すこと。

⁽¹⁾ OJ L 132, 29.5.2010, p. 11.

(49) 難民又は補充的保護の地位の撤回に関して、加盟国は国際的保護による受益を得る者がその地位の再検討の可能性について十分に知らされ、当局がその地位を撤回する妥当な決定を行う前に、自らの見解を提出する機会を与えられるよう確保すること。

(50) 国際的保護の申請についてなされる決定、中断後に申請の審査を再開することの拒否に関する決定、及び難民又は補充的保護の地位の撤回に関する決定が裁判所又は審判所による効果的な救済の対象となることについて、EU法の基本原則を反映したものであること。

(51) 欧州連合の機能に関する条約（TFEU）の第 72 条に従って、この指令は、法及び秩序の維持又は国内治安の保全に関して、加盟国に対し義務としてかかる責任の行使に影響を与えるものではないこと。

(52) この指令に従って、加盟国で実施される個人情報の処理は、個人情報の処理に関する個人の保護及び個人情報の自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日付けの欧州議会及び理事会指令 95/46/EC⁽¹⁾に準拠すること。

(53) この指令は、第三国国民又は無国籍者によって加盟国一カ国に提出された国際的保護の申請を審査する責任を有する加盟国を決定するための基準及び制度を確立する 2013 年 6 月 26 日付けの欧州議会及び理事会規則（EU）第 604/2013 号⁽²⁾に準拠する加盟国間の手続きは取り扱わないこと。

(54) この指令は、規則（EU）第 604/2013 に追加して、また、同規則の規定を損なうことな

く、同規則が適用される申請者に対して適用されること。

(55) この指令の施行は、定期的に評価されるべきであること

(56) 共通の国際的保護の付与・撤回の手続きを設立するというこの指令の目標は、加盟国レベルでは十分に達成することができず、この指令の規模及び効果から EU レベルにおいてより良く達成できるため、EU は、欧州連合条約（TEU）第 5 条に定める「補完性の原則」に従って、措置を講じることができること。同条が定める「比例性の原則」に従って、この指令は当該目標を達成するために必要なものを超えるものではないこと。

(57) 2011 年 9 月 28 日付けの説明文書に関する加盟国及び委員会の共同政治声明⁽³⁾に従って、加盟国は、正当な理由がある場合に限り、指令の構成要素と国内の置換え法律文書に対応する箇所との関係を説明する 1 つ以上の文書を国内置換え措置の通知に添えることを約束したこと。この指令に関しては、立法者はそのような文書の伝達は正当化されると考えること。

(58) 英国及びアイルランドの立場に関する議定書第 21 号の第 1 条、第 2 条及び 4a 条 1 項に従って、TEU 及び TFEU に付属された自由・安全・司法の領域に関し、また、同議定書の第 4 条を損なうことなく、英国及びアイルランドは、この指令の採択に参加しておらず、この指令によって拘束されず、又はその適用を受けないこと。

(59) TEU 及び TFEU に付属されたデンマー

⁽¹⁾ OJ L 281, 23.11.1995, p. 31.

⁽²⁾ 本官報の 31 頁を参照のこと。

⁽³⁾ OJ C 369, 17.12.2011, p. 14.

クの立場に関する議定書第 22 号の第 1 条及び第 2 条に従って、デンマークは、この指令の採択に参加しておらず、この指令によって拘束されず、又はその適用を受けないこと。

(60) この指令は、基本的権利を尊重し又憲章により認められた原則を遵守すること。特に、この指令は人間の尊厳を完全に尊重することを確保し、憲章の第 1 条、第 4 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条及び第 47 条の適用を促進しようとするものであり、それに応じて実施されなくてはならないこと。

(61) この指令を国内法に置換える義務は、指令 2005/85/EC との比較において重大な変更となる規定に限定されることとし、変更のない規定を編入する義務は、同指令により生じること。

(62) この指令は、付属書二第 B 部に定める指令 2005/85/EC の国内法への置換え期限に関する加盟国の義務を損なうべきではないこと。

この指令を採択した。

第一章

総則

第 1 条

目的

この指令は、指令 2011/95/EU に従って、国際的保護の付与・撤回のための共通手続きを設立することを目的とする。

第 2 条

定義

この指令の適用上、

(a) 「ジュネーブ条約」とは、1967 年 1 月

31 日のニューヨーク議定書により改正された 1951 年 7 月 28 日付けの難民の地位に関する条約をいう。

(b) 「国際的保護の申請」又は「申請」とは、難民の地位又は補充的保護の地位を求めたと理解され得る第三国国民又は無国籍者であつて、指令 2011/95/EU の範囲外の別途申請が可能な如何なる保護も明示に請求していない第三国国民又は無国籍者が行う加盟国による保護の請求をいう。

(c) 「申請者」とは、まだ最終決定が行われていない国際的保護の申請を行った第三国国民又は無国籍者をいう。

(d) 「特別な手続的保障を必要とする申請者」とは、この指令に規定する権利による受益を得、及びこの指令で規定する義務を遵守する能力が個人的状況のために制限された申請者をいう。

(e) 「最終決定」とは、第三国国民又は無国籍者が指令 2011/95/EU に基づいて難民又は補充的保護の地位を付与されるかに関する決定であり、この指令の第五章の枠組みにおける救済の対象とならないものをいう。なお、救済がその結果を待つ間、申請者が当該加盟国に留まることを許す効果を有するか否かに関わらない。

(f) 「認定当局」とは、国際的保護の申請を審査し、一次審査で決定を行う資格を有する加盟国の準司法機関又は行政機関をいう。

- (g) 「難民」とは、指令 2011/95/EU 第 2 条 (d) 項の要件を満たす第三国国民又は無国籍者をいう。
- (h) 「補充的保護の資格を有する者」とは、指令 2011/95/EU 第 2 条 (f) 項の要件を満たす第三国国民又は無国籍者をいう。
- (i) 「国際的保護」とは、(j) 項及び (k) 項に定義する難民の地位及び補充的保護の地位をいう。
- (j) 「難民の地位」とは、加盟国による第三国国民又は無国籍者の難民としての認定をいう。
- (k) 「補充的保護の地位」とは、加盟国による第三国国民又は無国籍者の補充的保護の資格を有する者としての認定をいう。
- (l) 「未成年者」とは、18 歳未満の第三国国民又は無国籍者をいう。
- (m) 「保護者のいない未成年者」とは、指令 2011/95/EU の第 2 条 1 項で定義する保護者のいない未成年者をいう。
- (n) 「代理人」とは、子どもの最善の利益を確保し、必要な場合、未成年者のために行為能力を行使するために、この指令で規定する手続きにおいて保護者のいない未成年者の援助及び代理を行うべく権限ある組織により指名された者又は機関をいう。ある機関が代理人として指名された場合、同機関は、この指令に従って、保護者のいない未成年者について代理人の義務を遂行する責任を有する者を指定するものとする。
- (o) 「国際的保護の撤回」とは、指令 2011/95/EU に基づく、権限ある当局によるある者の難民又は補充的保護の地位の取消し、終止又は更新拒否の決定をいう。
- (p) 「加盟国に留まる」とは、領域内（国際的保護の申請が行われた又は国際的保護の申請が審査されている加盟国の国境又は乗継区域を含む）に留まることをいう。
- (q) 「再申請（subsequent application）」とは、前回の申請について最終決定がなされた後に行われる国際的保護のさらなる申請をいう（申請者が明示的に申請を取下げた事例、及び決定当局が第 28 条 1 項に従い暗黙の取下げ後に申請を却下した事例を含む）。

第 3 条 適用範囲

1. この指令は、国境、領海内又は乗継区域内を含む加盟国の領域内で行われたすべての国際的保護の申請及び国際的保護の撤回に適用するものとする。
2. この指令は、加盟国の代表部に提出された外交的庇護又は領域的庇護の請求には適用しないものとする。
3. 加盟国は、この指令を、指令 2011/95/EU の範囲に該当しないあらゆる保護の申請について決定する手続きに適用することができる。

第4条 責任当局

1. 加盟国は、すべての手続きについてこの指令に従った申請の適切な審査に責任を有する認定当局を指定するものとする。加盟国は、この指令に従って任務を遂行するために、当該当局が有能な人材を含め、十分な適切な手段を与えられるよう確保するものとする。
2. 加盟国は、1項にいう当局以外の当局が以下について責任を有する旨、規定することができる。
 - (a) 規則(EU)第604/2013号に従って事例を処理すること、及び
 - (b) 第43条に定める条件に従って、また、認定当局の理由を付した意見に基づき、第43条で規定する手続きの枠組みにおいて入国許可を付与又は拒否すること。
3. 加盟国は、1項にいう認定当局の職員が適切に訓練されることを確保するものとする。そのためには、加盟国は関連する訓練を提供するものとし、当該訓練は規則(EU)第439/2010号の第6条4項の(a)号から(e)号に列挙する要素を含むものとする。また、加盟国は、欧州庇護支援事務所(EASO)が確立・開発した関連訓練も考慮するものとする。この指令に従って申請者を面接する者も、申請者が過去に拷問を受けた可能性の兆候など面接を受ける申請者の能力に悪影響を与え得る問題についての一般的知識を習得するものとする。
4. 2項に従って、当局が指定された場合、加盟国は、当該当局の職員がこの指令を実施するにあたり適切な知識を持ち、又はその義務を果たすために必要な訓練を受けることを確保する

ものとする。

5. 加盟国内において国境管理又は出入国管理を実施する他の加盟国の当局に対して行われた国際的保護の申請は、申請が行われた領域の加盟国によって扱われるものとする。

第5条 より有利な規定

加盟国は、それらの基準がこの指令に適合する限りにおいて、国際的保護の付与・撤回の手続きについてより有利な基準を導入又は保持することができる。

第二章 基本原則及び保障

第6条 手続きへのアクセス

1. 国内法上、国際的保護の申請の登録について権限を有する当局に対して国際的保護の申請が行われた場合、登録は申請から3営業日以内に行われることとする。

国際的保護の申請が、そのような申請を受けられる可能性が高いが、国内法上登録の権限を持たないその他の当局に対して行われた場合、加盟国は、登録が申請から6営業日以内に行われることを確保することとする。

加盟国は、国際的保護の申請を受ける可能性が高いその他の当局(警察、国境警備隊、入国管理当局及び拘禁施設の職員など)が関連情報を持つこと、また、その職員が、かれらの任務及び責任、並びに国際的保護の申請を提出することができる場所及び方法について申請者に情報提供するための指示に見合った必要レベルの訓練を受けるように確保するものとする。

2. 加盟国は、国際的保護の申請を行った者ができる限り速やかに申請を提出するための効果的な機会を有するよう確保するものとする。申請者が申請を提出しない場合、加盟国は第 28 条に従って適用することができる。

3. 2 項を損なうことなく、加盟国は国際的保護の申請を直接及び／又は指定された場所で提出するよう求めることができる。

4. 3 項にかかわらず、書式が申請者によって提出された時点、又は国内法で規定する場合には、公式な報告書が関連する加盟国の権限ある当局に到着した時点で、国際的保護の申請は提出されたものと見なされるものとする。

5. 多数の第三国国民又は無国籍者により同時に国際的保護の申請が行われたことにより、1 項に定める期限を尊重することが実務上困難である場合、加盟国は、その期限が 10 営業日に延長されると規定することができる。

第 7 条

被扶養家族又は未成年者の代理で行われた申請

1. 加盟国は、行為能力を持つ各成人が自らのために国際的保護の申請を行う権利を有するよう確保するものとする。

2. 加盟国は、被扶養家族の代理で申請者が申請を行うことができる旨、規定することができる。そのような場合には、加盟国は、被扶養家族である成人がその代理で申請を提出することに合意し、そうでない場合は自らのために申請を行う機会を有するよう確保するものとする。

合意は、申請が提出される際、又は、遅くとも、被扶養者である成人の面接が実施される際に求

められるものとする。合意が求められる前に、被扶養者である各成人には、その者の代理申請を提出することに関連する手続的結果、及びその者が自ら別に国際的保護の申請を行う権利について、非公式に知らされるものとする。

3. 加盟国は、未成年者が当該加盟国の法律に従って手続きを行う行為能力を有する場合、自らのために国際的保護の申請を行う権利を有するよう確保するか、若しくは両親及びその他の成人家族、若しくは当該加盟国の法律上又は実行上においてその者に責任を有する成人及び代理人を通じて、国際的保護の申請を行う権利を有するよう確保するものとする。

4. 加盟国は、不法に滞在する第三国国民を送還するための共通基準及び加盟国内の手続きに関する 2008 年 12 月 16 日付けの欧州議会及び理事会指令 2008/115/EC⁽¹⁾の第 10 条にいう適切な機関が、保護者のいない未成年者の個人的状況の個人評価に基づき、未成年者が指令 2011/95/EU に従って保護の必要性を有する可能性があるとの意見を有する場合、当該機関が保護者のいない未成年者の代理で国際的保護の申請を提出する権利を有するよう確保するものとする。

5. 加盟国は、国内法令により、以下を決定することができる。

(a) 未成年者が自らのために申請を行うことができる場合

(b) 保護者のいない未成年者の申請が第 25 条 1 項 (a) で規定する代理人によって提出されなくてはならない場合

⁽¹⁾ OJ L 348, 24.12.2008, p. 98.

(c) 国際的保護の申請の提出があらゆる未婚の未成年者のための国際的保護の申請の提出も構成すると見なされる場合

第8条

拘禁施設内及び国境通過地点における情報及び カウンセリング

1. 第三国国民又は無国籍者が、拘禁施設に拘束されているか又は国境通過地点（乗継区域を含む）、外部国境において、国際的保護の申請を行うことを希望している可能性があるとの兆候がある場合、加盟国は、それらの者に対して、国際的保護の申請の可能性に関する情報を提供するものとする。拘禁施設及び国境通過地点では、加盟国は庇護手続きへのアクセスを促進するために必要な範囲で通訳の手配を行うものとする。

2. 加盟国は、申請者に助言及びカウンセリングを提供している機関及び個人が、国境通過地点（乗継区域を含む）、外部国境にいる申請者に対して効果的にアクセスできるよう確保するものとする。加盟国は、国境通過地点におけるそのような機関及び個人の存在を含む規則を定めることができ、特に、アクセスには加盟国の権限ある当局の合意が必要である旨、規定することができる。そのようなアクセスへの制限は、それによりアクセスが大幅に制限され、又はアクセスが不可能とならないことを条件として、国内法により、それが安全、公の秩序、又は当該国境通過地点の行政管理のために客観的に必要である場合にのみ、課すことができる。

第9条

申請の審査中、加盟国に留まる権利

1. 申請者は、手続きのみを目的として、認定当局が第三章に定める一次審査手続きに従って決定を行うまでの間、加盟国に留まることを許されるものとする。加盟国に留まる権利は、在

留許可の付与を構成するものではないものとする。

2. 加盟国は、その者が第41条にいう再申請を行った場合、又は加盟国が欧州逮捕令状などによる義務に従って⁽²⁾ある者を他の加盟国に、さもなければ第三国に若しくは国際刑事裁判所に若しくは審判所に移送する場合、又は引き渡す場合にのみ例外とすることができる。

3. 加盟国は、引渡し決定が加盟国の国際的義務及び連合内の義務に反する直接又は間接のルフールマン（追放及び送還）にはならないと権限ある当局が認める場合にのみ、2項に従って申請者を第三国に引き渡すことができる。

第10条

申請の審査のための要件

1. 加盟国は、国際的保護の申請ができる限り速やかに行われなかったことのみを理由として国際的保護の申請が却下又は審査から除外されないよう確保するものとする。

2. 国際的保護の申請を審査する際、認定当局は最初に申請者が難民の資格があるかを判断するものとし、難民の資格がない場合には申請者が補充的保護の資格を有するかを判断するものとする。

3. 加盟国は、認定当局による国際的保護の申請に関する決定は、適切な審査の後に行われるよう確保するものとする。そのためには、加盟国は以下を確保するものとする。

(a) 個別的、客観的かつ公平に申請が審査

⁽²⁾ 欧州逮捕令状及び加盟国間の移送手続きに関する2002年6月13日付けの理事会枠組み決定2002/584/JHA (OJ L 190, 18.7.2002, p. 1)。

され、決定が行われること。

- (b) 申請者の出身国及び、必要な場合には申請者が経由した国で支配的な一般的状況に関して、EASO 及び UNHCR 及び関連国際人権機関などの様々な情報源から正確かつ最新の情報が入手され、そのような情報が申請を審査し決定を行う責任を有する職員に提供されること。
- (c) 申請を審査し決定を行う職員が、庇護及び難民法の分野で適用される関連基準を知っていること。
- (d) 申請を審査し決定を行う職員が、必要な場合はいつでも、医療、文化、宗教、子ども又はジェンダー関連の問題など具体的な問題についての専門家から助言を得る機会を有すること。

4. 第五章にいう当局は、認定当局、申請者、又は他を通じて、その任務の遂行に必要な 3 項 (b) にいう一般情報にアクセスできるものとする。

5. 加盟国は申請の審査に関連する文書の翻訳についての規則を定めるものとする。

第 11 条

認定当局による決定の要件

1. 加盟国は、国際的保護の申請に関する決定が書面で伝えられるよう確保するものとする。
2. 加盟国は、申請が難民の地位及び／又は補充的保護の地位について却下された場合、事実及び法律上の理由が決定において述べられ、且つ、否定的な結果に対し異議を申し立てる方法

に関する情報が書面で伝えられることも確保するものとする。

加盟国は、申請者が否定的な結果に異議を申し立てる方法に関する情報をより早い段階において書面で提供された場合、又は、申請者がアクセス可能な電子的手段により提供された場合は、そのような情報を書面で決定と同時に提供する必要はない。

3. 第 7 条 (2) の規定上、且つ申請が同じ根拠に基づく場合、加盟国は、すべての被扶養家族を対象とした単一の決定を行うことができる。ただし、特に、ジェンダー、性的指向、性同一性及び／又は年齢に基づく迫害に関する事例において、それが申請者の利益を損なう可能性のある申請者の特別な事情の開示につながらない場合に限る。そのような事例では、当該個人に対して、個別の決定が出されるものとする。

第 12 条

申請者のための保障

1. 第三章に規定する手続きに関して、加盟国は、すべての申請者が以下の保障を享受するよう確保するものとする。

- (a) すべての申請者は、理解する言語又は理解すると合理的に推定される言語において、従うべき手続き及び手続き中の権利及び義務、並びに義務を遵守せず当局と協力しない場合に起こり得る結果について知らされるものとする。申請者は、指令 2011/95/EU 第 4 条にいう要素を提出する義務を果たすための期限及び利用可能な手段、明示的又は暗黙的な申請の取下げの結果について知らされるものとする。当該情報は、申請者がこの指令で保障される権利を

行使し、且つ第 13 条に述べる義務を遵守することに間に合うように提供されるものとする。

- (b) すべての申請者は、必要な場合はいつでも、権限ある当局に対して自らの事例を提出するために通訳のサービスを受けるものとする。加盟国は、少なくとも申請者が第 14 条、第 17 条及び第 34 条にいう面接を受ける際に、そのようなサービスなしでは適切なコミュニケーションが確保できない場合には、そのようなサービスを提供する必要があると見なすものとする。そうした場合及びその他権限ある当局が申請者に求めた場合には、それらサービスは公的資金から支払われるものとする。
- (c) すべての申請者は、UNHCR 又は当該加盟国の法律に従って申請者に対し法律扶助又はその他のカウンセリングを提供するその他の機関に、連絡する機会を否定されないものとする。
- (d) すべての申請者及び該当する場合は、その弁護士又はその他のカウンセラーは、第 23 条 1 項に従って、認定当局がその申請について決定するためにその情報を考慮した場合、第 10 条 3 項 (b) 号にいう情報及び第 10 条 3 項 (d) 号にいう専門家により提供された情報にアクセスできるものとする。
- (e) すべての申請者は、その申請について決定を下す当局による決定について合理的な時間内に通知されるものとする。弁護士又はその他のカウンセラーが申請者を法的に代理している場合、加盟

国は申請者の代わりに決定の通知することを選択することができること。

- (f) すべての申請者は、弁護士又はその他のカウンセラーにより支援又は代理されていない場合、認定当局による決定の結果について、理解する言語又は理解すると合理的に推定される言語において知らされるものとする。提供される情報は、第 11 条 2 項に従って、否定的な結果に対し異議を申し立てる方法に関する情報を含むものとする。

2. 第五章に規定する手続きに関して、加盟国は、すべての申請者が 1 項 (b) 号から (e) 号にいう保障と同等の保障を享受することを確保するものとする。

第 13 条

申請者の義務

1. 加盟国は、申請者に対し、申請者の身元及び指令 2011/95/EU 第 4 条 2 項にいうその他の要素を立証するために、権限ある当局と協力する義務を課すものとする。加盟国は、申請者に対し、権限ある当局と協力するその他の義務を課すことができる。ただし、そのような義務が申請の処理に必要な場合に限る。
2. 特に、加盟国は以下を規定することができる。
 - (a) 申請者は、権限ある当局に、遅滞なく又は特定の日時に、報告又は直接出頭することを求められること。
 - (b) 申請者は、旅券など申請の審査に関連する本人が所持する書類を提出しなくてはならないこと。

- (c) 申請者は、現住地又は現住所、及びそれらのいかなる変更について、できる限り速やかに権限ある当局に知らせることが求められること。加盟国は、申請者が示した最近の居住地又は住所に連絡することを申請者が受け入れるものとする旨、規定することができること。
- (d) 権限ある当局は申請者及びその所持品を検査することができること。安全上の理由により行われるあらゆる検査を損なうことなく、この指令の下での申請者の身体の検査は、同性の者によって、人間の尊厳及び身体・精神の安全の原則を十分に尊重して、実施されるものとする。
- (e) 権限ある当局は申請者の写真を撮ることができること、及び
- (f) 権限ある当局は、申請者の口頭陳述を録音することができる。ただし、申請者がその旨事前に知らされていることを条件とすること。

第 14 条 **個人面接**

1. 認定当局が決定を行う前に、申請者は、国内法上面接を行う権限を有する者と国際的保護の申請に関する個人面接の機会を与えられるものとする。国際的保護の申請の本案に関する個人面接は、認定当局の職員により実施されるものとする。本段落は、第 42 条 2 項 (b) 号を損なうものではないこととする。

多数の第三国国民又は無国籍者により同時に国際的保護の申請が行われたことにより、各申請

の本案に関し適時に面接を実施することが実務上困難である場合、加盟国は、他の当局の職員がそのような面接に一時的に関与することを規定することができる。そのような場合には、その他の当局の職員は規則 (EU) 第 439/2010 号の第 6 条 4 項 (a) から (e) に列挙する要素を含む関連訓練を事前に受けるものとする。この指令に従って申請者の個人面接を実施する者は、申請者が過去に拷問を受けた可能性の兆候など、面接を受ける申請者の能力に悪影響を与える可能性のある問題についての一般的知識も習得しているものとする。

ある者がその被扶養家族の代理で国際的保護の申請を提出した場合、被扶養家族である各成人は、個人面接の機会を与えられるものとする。

加盟国は、国内法令により未成年者が個人面接の機会を与えられるべき事例を特定することができる。

2. 申請の本案に関する個人面接は、以下の場合、省略することができる。

- (a) 認定当局が、利用可能な証拠に基づき、難民の地位について積極的な決定をすることができる場合、又は
- (b) 認定当局が、申請者の力の及ぶところではない永続的な事情により、申請者が面接に適さない又は面接を受けられないと考える場合。不確かである場合には、認定当局は、それを立証するために、申請者が面接に適さない又は面接を受けられなくなる状況が一時的なものか又は永続的な性質のものであるかについて、医療専門家の助言を求めるものとする。

(b) 号に従って個人面接が行われない場合、又は該当する場合、若しくは被扶養家族との個人面接が行われない場合には、申請者又は被扶養家族がさらなる情報を提出できるようにするために合理的な努力がなされるものとする。

3. 本条による個人面接の欠如は、認定当局が国際的保護の申請に関する決定を行うことを妨げるものではない。

4. 2項(b)号による個人面接の欠如は、認定当局による決定に悪影響を与えるものではない。

5. 第28条1項に関わらず、加盟国は、国際的保護の申請について決定する際、申請者が個人面接に出頭しなかったという事実を考慮することができる。ただし、申請者が出頭できなかったことについて十分な理由を有する場合を除く。

第15条

個人面接の要件

1. 個人面接は、通常、家族の同席なしで行われるものとする。ただし、認定当局が適切な審査のためにその他の家族の同席を得ることが必要であると見なす場合を除く。

2. 個人面接は、適切な秘密保持が確保される条件下で行われるものとする。

3. 加盟国は、申請者が総合的にその申請の根拠を述べることができる条件の下で個人面接が実施されるよう確保するために、適切な措置をとるものとする。そのためには、加盟国は、以下を行うものとする。

(a) 面接を実施する者が、申請に関する個人的事情及び一般的事情（申請者の文化的出身、ジェンダー、性的指向、性

同一性又は脆弱性を含む）を考慮する能力を有することを確保すること。

(b) 申請者が請求する場合、可能な限り、申請者との面接が同性の者により実施されることを規定すること。ただし、認定当局が、そのような請求は、その申請の根拠を総合的に述べるにあたって、その申請者側が困難とすることと関連するものではない根拠に基づくものであると信じるべき理由がある場合を除くこと。

(c) 申請者と面接を実施する者との間の適切なコミュニケーションを確保できる通訳者を選択すること。コミュニケーションは、申請者が理解でき、明確にコミュニケーションを図ることができる他の言語が存在する場合を除き、申請者が好む言語により行われるものとする。加盟国は、申請者が請求する場合には、可能な限り、同性の通訳者を提供するものとする。ただし、そのような請求は、その申請の根拠を総合的に述べるにあたって、その申請者側が困難とすることと関連するものではない根拠に基づくものであると信じるべき理由がある場合を除くこと。

(d) 国際的保護の申請の本案について面接を実施する者は、軍服又は警察の制服を着用しないことを確保すること。

(e) 未成年者の面接が子どもに適した方法で実施されることを確保すること。

4. 加盟国は、個人面接への第三者の同席についての規則を定めることができること。

第 16 条

個人面接の内容

国際的保護の申請の本案についての個人面接を実施する際、認定当局は、申請者が指令 2011/95/EU 第 4 条に従って、申請を立証するために必要な要素について可能な限り完全に述べるために十分な機会が与えられるよう確保するものとする。これには、申請者の陳述において、欠落しているかもしれない要素及び／若しくは不一致又は矛盾点について説明する機会も含まれる。

第 17 条

個人面接の報告及び録音

1. 加盟国は、各個人面接において、すべての実質的要素を含む完全な事実報告書又は面接記録のいずれかが作成されることを確保するものとする。
2. 加盟国は、個人面接の音声又は視聴覚録音を備えることができる。そうした録音が行われた場合は、加盟国は録音又はその面接記録が申請者のファイルに関連して利用可能であるように確保するものとする。
3. 加盟国は、個人面接の最後又は認定当局が決定を行う前の指定時間内に、申請者が報告書又は面接記録中の誤訳又は誤解について意見を述べ、及び／又は口頭で釈明し、及び／若しくは書面で釈明する機会を有するように確保するものとする。そのためには、加盟国は、必要な場合は通訳者の助けにより、報告書の内容又は面接記録の本質的な要素について申請者に十分に知らされることを確保するものとする。加盟国は、その後、申請者に対して、報告書の内容又は面接記録が正しく面接を反映したものを確認するよう求めるものとする。

2 項に従って個人面接が録音され、録音が第五章にいう異議申立手続における証拠として認められる場合、加盟国は、申請者に対して報告書の内容又は面接記録が正しく面接を反映したものを確認するよう求める必要はない。第 16 条を損なうことなく、加盟国が個人面接の面接記録と録音の両方を提供している場合、加盟国は申請者が面接記録について意見を述べ及び／又は面接記録について釈明をすることを許可する必要はない。

4. 申請者が、報告書の内容又は面接記録が正しく面接を反映したものを確認することを拒否する場合、その拒否理由は申請者のファイルに入力されるものとする。

そのような拒否は、認定当局が申請について決定を行うことを妨げるものではない。

5. 申請者及び第 23 条で定義されるその弁護士又はその他のカウンセラーは、認定当局が決定を行う前に、報告書又は面接記録、及び、該当する場合には録音にアクセスできるものとする。

加盟国が個人面接の筆記録と録音の両方を提供している場合、加盟国は、第三章にいう一次審査手続きの録音へのアクセスを提供する必要はない。そのような場合でも、加盟国は第五章にいう異議申立手続において録音へのアクセスを提供するものとする。

本条 3 項を損なうことなく、第 31 条 8 項に従って申請が審査される場合、加盟国は報告書又は面接記録、及び該当する場合は録音へのアクセスが決定と同時に与えられることを規定することができる。

第 18 条 医学的検査

1. 認定当局が指令 2011/95/EU の第 4 条に従って国際的保護の申請の評価に関連すると見なす場合、加盟国は、申請者の合意を得て、過去の迫害又は重大な危害を示し得る兆候に関する申請者の医学的検査を手配するものとする。あるいは、加盟国は申請者がそのような医学的検査を手配すると規定することができる。

1 項にいう医学的検査は、有資格の医療専門家により実施されるものとし、その結果はできる限り速やかに認定当局に提出されるものとする。加盟国はそのような医学的検査を実施することができる医療専門家を指定することができる。そのような医学的検査を受けることに対する申請者の拒否は、認定当局が国際的保護の申請について決定を行うことを妨げるものではない。

本項に従って実施された医学的検査は、公的資金から支払われるものとする。

2. 1 項に従って医学的検査が実施されない場合、加盟国は、申請者に対して、自発的かつ自費で、過去の迫害又は重大な危害を示し得る兆候に関する医学的検査を手配することができる旨、知らせることとする。

3. 1 項及び 2 項にいう医学的検査の結果は、申請のその他の要素と共に、認定当局によって評価されるものとする。

第 19 条

一次審査手続きにおける無料の法律及び手続きに関する情報の提供

1. 第三章に規定する一次審査手続きにおいて、加盟国は、請求に応じて、少なくとも申請者の特別な事情に鑑みた手続きに関する情報を含む

法律及び手続きに関する情報を申請者が無料で提供されるよう確保するものとする。また、一次審査での申請却下の決定がなされた場合、加盟国は、請求に応じて、異議を申し立てる方法について説明するために、申請者に対し、第 11 条 2 項及び第 12 条 1 項 (f) 号に従って提供される情報に加えて情報を提供するものとする。

2. 法律及び手続きに関する情報の無料提供は、第 21 条に定める条件に従うものとする。

第 20 条

異議申立て手続きにおける無料の法的支援及び代理

1. 加盟国は、第五章で規定する異議申立て手続きにおいて、請求に応じて、無料の法的支援及び代理が提供されることを確保するものとする。それには、少なくとも、必要な手続的書類の準備及び申請者の代理として第一審裁判所又は審判所での口頭審理への参加が含まれるものとする。

2. 加盟国は、第三章に規定する一次審査手続きでの無料の法的支援及び／又は代理を提供することができる。そのような場合には、第 19 条は適用されないものとする。

3. 加盟国は、申請者の異議申立てが裁判所又は審判所又はその他の権限ある当局により確実な成功の見込みがないと見なされる場合、無料の法的支援及び代理が提供されないことを規定することができる。

本項に従って、無料の法的支援及び代理を提供しない決定が裁判所又は審判所ではない当局により行われた場合、加盟国は、申請者が当該決定について裁判所又は審判所による効果的な救済を求める権利を有することを確保するものと

する。

本項の適用において、加盟国は法的支援及び代理が恣意的に制限されず、申請者の司法への効果的なアクセスが妨げられないよう確保するものとする。

4. 無料の法的支援及び代理は、第 21 条に定める条件に従うものとする。

第 21 条

無料の法律及び手続きに関する情報の提供及び 無料の法的支援及び代理の条件

1. 加盟国は、第 19 条にいう無料の法律及び手続きに関する情報が非政府組織又は政府当局の又は国家の専門的業務からの専門家により提供される旨、規定することができる。第 20 条にいう無料の法的支援及び代理は、国内法上、法的支援及び代理を行うことを認められた又は許可された者によって提供されるものとする。

2. 加盟国は第 19 条にいう無料の法律及び手続きに関する情報、並びに第 20 条にいう無料の法的支援及び代理は、次の場合に付与されることを規定することができる。

- (a) 十分な資源を有さない者にのみ、及び／又は
- (b) 申請者を支援し及び代理をするための国内法によって特別に指定された弁護士又はその他のカウンセラーによる業務を通じてのみ

加盟国は、第 20 条にいう無料の法的支援及び代理が第五章にいう第一審裁判所又は審判所における異議申立手続についてのみ提供され、再審理又は異議申立ての再審を含む国内法に規定

する更なる上訴又は再審については提供しないことを規定することができる。

また、加盟国は、第 20 条にいう無料の法的支援及び代理は、第 41 条 2 項 (c) 号の適用により、領域内にもはやいない申請者に対しては付与されないことを規定することができる。

3. 加盟国は、第 19 条の無料の法律及び手続きに関する情報、並びに第 20 条の無料の法的支援及び代理の請求の提出及び処理の手順に関する規則を定めることができる。

4. 加盟国は、また、以下を行うことができる。

- (a) 第 19 条にいう無料の法律及び手続きに関する情報の提供、並びに第 20 条にいう無料の法的支援及び代理の提供に対して金銭的及び／又は時間的制限を課すこと。ただし、そのような条件が法律及び手続きに関する情報及び法的支援及び代理へのアクセスを恣意的に制限しないことを条件とすること。
- (b) 料金及びその他の費用に関して、申請者の取扱いが法的支援について国民に一般的に与えられる取扱いよりも有利なものであってはならないと規定すること。

5. 加盟国は、申請者の財政状況がかなり改善した場合、又はそのような費用を付与する決定が申請者によって提供された虚偽の情報に基づいて行われた場合には、付与された費用の全部又は一部の返還を求めることができること。

第 22 条

手続きの全段階における法的支援及び代理に対

する権利

1. 申請者は、自費で、効果的な方法で、国際的保護の申請に関連する事項について、否定的な決定後を含む手続きの全段階において、国内法で認められた又は許可された弁護士又はその他のカウンセラーと相談する機会を与えられるものとする。
2. 加盟国は、非政府組織に対して、国内法に従って、第三章及び第五章に規定する手続きにおいて、申請者に対する法的支援及び／又は代理を提供することを許可することができる。

第 23 条

法的支援及び代理の範囲

1. 加盟国は、国内法の条項に基づいて申請者を援助又は代理する国内法で認められた又は許可された弁護士又はその他のカウンセラーが、決定される又は決定されるであろう根拠となる申請者のファイル中の情報へのアクセスを享受できるよう確保するものとする。

加盟国は、情報又は情報源の開示により、国の安全、情報を提供する機関又は人物の安全、若しくは情報に関連する人物の安全が脅かされる可能性がある場合、又は加盟国の権限ある当局による国際的保護の申請の審査に関する捜査上の利益又は加盟国の国際関係が危うくなる場合は、例外とすることができる。そのような場合には、加盟国は、以下を行うものとする。

- (a) そのような情報又は情報源に第五章にいう当局がアクセスできるようにすること、及び
- (b) 申請者の抗弁権が尊重されることを保障する手続きを国内法上で確立すること。

(b) 号について、保安検査を受けた弁護士又はその他のカウンセラーに対してそのような情報へのアクセスを付与するものとする。ただし、加盟国は、特に、当該情報が申請を審査し又は国際的保護を撤回する決定を行うために関連することに限ること。

2. 加盟国は、指令 2013/33/EU の第 10 条 4 項、第 18 条 2 項 (b) 号及び (c) 号に従って、申請者を援助又は代理する弁護士又はその他のカウンセラーが、その申請者と相談する目的で、拘禁施設及び乗継区域などの閉鎖地域にアクセスできるよう確保するものとする。

3. 加盟国は、国内法で認められた弁護士又はその他のカウンセラーを個人面接の際に同行させることを申請者に許可するものとする。加盟国は、弁護士又はその他のカウンセラーは、個人面接の最後にのみ介入できることを規定することができる。

4. 本条又は第 25 条 1 項 (b) 号を損なうことなく、加盟国は、手続きにおける全ての面接における弁護士又はその他のカウンセラーの同席に関する規則を定めることができる。

加盟国は、その者が、国内法の条件の下で弁護士又はその他のカウンセラーによって代理されている場合でも、申請者の個人面接への出席を求めることができ、申請者に質問に直接答えるように求めることができる。

第 25 条 1 項 (b) 号を損なうことなく、弁護士又はその他のカウンセラーの不在は、権限ある当局が申請者の個人面接を実施することを妨げるものではない。

第 24 条

特別な手続的保障を必要とする申請者

1. 加盟国は、国際的保護の申請がなされた後の合理的な期間内に、申請者が特別な手続的保障を必要とする申請者であるかの評価を行うものとする。

2. 1 項にいう評価は、既存の国内手続き及び／又は指令 2013/33/EU の第 22 条にいう評価と統合することができ、又は行政手続きの形式をとる必要はない。

3. 加盟国は、申請者が特別な手続的保障を必要とする申請者であると特定された場合、それらの者が庇護手続きの期間を通じてこの指令上の権利による利益を享受し、義務を遵守できるように、十分な支援を提供されるよう確保するものとする。

第 31 条 8 項及び第 43 条にいう手続きの枠組み内ではそのような十分な支援が提供できない場合であって、特に、申請者が拷問、強姦又はその他の重大な形態の精神的・身体的又は性的暴力の結果として特別な手続的保障を必要としていると加盟国が見なす場合には、加盟国は、第 31 条 8 項及び第 43 条を適用しない又は適用を終了するものとする。加盟国が、本項に従って、第 31 条 8 項及び第 43 条が適用できない申請者に対して第 46 条 6 項を適用する場合には、加盟国は少なくとも第 46 条 7 項で規定する保障を提供するものとする。

4. 加盟国は、特別な手続的保障の必要性が手続きの後の段階で明らかになった場合には、必ずしも手続きを再開することなく、この指令に従って、そうした必要性に対処することを確保するものとする。

第 25 条

保護者のいない未成年者のための保障

1. この指令で規定するすべての手続きに関して、第 14 条及び第 17 条を損なうことなく、加盟国は以下を行うものとする。

(a) 保護者のいない未成年者がこの指令で規定する権利による受益を得、義務を遵守できるよう、代理人が保護者のいない未成年者を代理し支援するよう確保するために、できる限り速やかに措置をとること。保護者のいない未成年者は、代理人の指名について直ちに知らされるものとする。代理人は、子どもの最善の利益の原則に従ってその職務を遂行するものとし、そのために必要な専門性を有するものとする。代理人として行動する者は、必要な場合にのみ変更されるものとする。その利益が保護者のいない未成年者の利益と相反する又は相反する可能性のある機関若しくは個人は、代理人となる資格を有さないものとする。代理人は、指令 2013/33/EU にいう代理人となることもできること。

(b) 代理人が保護者のいない未成年者に対して、個人面接の意味及び可能な結果について、並びに、適切な場合には、個人面接に備える方法について知らせる機会が与えられるよう確保するものとする。加盟国は、代理人及び／又は国内法で認められた弁護士又はその他のカウンセラーが面接に同席し、面接を実施する者が定める枠組み内において、質問又は意見を述べる機会を持つよう確保するものとする。

加盟国は、代理人が出席する場合でも、保護者のいない未成年者の個人面接への出席を求めることができる。

2. 加盟国は、保護者のいない未成年者が一次

審査の決定が行われる前にほぼ確実に 18 歳になる場合には、代理人を指名することを控えることができる。

3. 加盟国は、以下を確保するものとする。

(a) 保護者のいない未成年者が第 14 条から第 17 条及び第 34 条にいう国際的保護の申請の個人面接を受ける場合、その面接は、未成年者の特別なニーズに関する必要な知識を有する者によって実施されること。

(b) 未成年者の特別なニーズに関する必要な知識を有する職員が、保護者のいない未成年者の申請に関する認定当局による決定を準備すること。

4. 保護者のいない未成年者及びその代理人は、無料で、第 19 条にいう法律及び手続きに関する情報を第四章で規定する国際的保護の撤回のための手続きにおいても提供されるものとする。

5. 加盟国は、一般的供述又はその他の関連する兆候によって、加盟国が申請者の年齢について疑念を有する場合、国際的保護の申請の審査の枠組み内において、保護者のいない未成年者の年齢を判断するために医学的検査を使用することができる。その後も加盟国が申請者の年齢について確信を持っていない場合には、加盟国は申請者を未成年者と推定するものとする。

あらゆる医学的検査は、個人の尊厳を十分に尊重して実施されるものとし、最も侵害の低いものとし、及び可能な限り信頼できる結果が得られるよう、有資格の医療専門家により実施されるものとする。

医学的検査が使用される場合、加盟国は以下を

確保するものとする。

(a) 保護者のいない未成年者が、その国際的保護の申請の審査に先立ち、理解する言語又は理解すると合理的に推定される言語において、その年齢が医学的検査により判断される可能性について知らされること。これには、審査の方法及び国際的保護の申請のための医学的検査の結果がもたらす可能な結論、並びに保護者のいない未成年者による医学的検査を受けることの拒否がもたらす結論に関する情報が含まれるものとする。

(b) 保護者のいない未成年者及び／又はその代理人が当該未成年者の年齢を判断するために医学的検査を実施することに同意すること、及び

(c) 医学的検査を受けることを拒否した保護者のいない未成年者による国際的保護の申請を却下する決定は、当該拒否のみを根拠としないものとする。

保護者のいない未成年者が医学的検査を受けることを拒否したという事実は、認定当局が国際的保護に関する決定を行うことを妨げるものではない。

6. 子どもの最善の利益は、この指令を実施する加盟国にとっての第一義的な考慮事項であるものとする。

加盟国が、庇護手続き中にある者を保護者のいない未成年者と特定した場合、加盟国は以下を行うことができる。

(a) 次の場合にのみ、第 31 条 8 項を適用又は適用し続けること。

又は処分した場合

- (i) 申請者がこの指令の意味の範囲内で安全な出身国と見なされる条件を満たす国から来た場合
 - (ii) 申請者が第 40 条 5 項に従って受理されないものではない国際的保護の再申請を行った場合
 - (iii) 申請者が重大な理由により加盟国の安全若しくは公の秩序に対する脅威であると見なされる可能性がある場合、又は申請者が国内法の下で公の安全若しくは公の秩序の重大な理由により強制退去された場合
- (b) 次の場合にのみ、指令 2013/33/EU の第 8 条から第 11 条に従って、第 43 条を適用すること又は適用し続けること。
- (i) 申請者がこの指令の意味の範囲内で安全な出身国と見なされる条件を満たす国から来た場合
 - (ii) 申請者が再申請をした場合
 - (iii) 申請者が重大な理由により加盟国の安全若しくは公の秩序に対する脅威であると見なされる可能性がある場合、又は申請者が国内法の下で公の安全若しくは公の秩序の重大な理由により強制退去された場合
 - (iv) 第 38 条に従って、加盟国ではない国が申請者にとって安全な第三国であると考え合理的な根拠が存在する場合
 - (v) 申請者が偽造文書を提出することにより当局の判断を誤らせた場合
 - (vi) 不誠実な意図を持って、申請者がその身元又は国籍の立証に役立ったであろう身分証明書又は渡航文書を破棄

加盟国は、個別の事例において、申請者が否定的な決定につながる可能性のある関連要素を隠匿しようとしているという重大な根拠が存在する場合においてのみ、第 (v) 号及び第 (vi) 号を適用することができること。ただし、保護者のいない未成年者の特別な手続上のニーズを考慮し、申請者が第 (v) 号及び第 (vi) 号にいう行為について正当な理由を示すための十分な機会を与えられること（代理人との相談によるものを含む）を条件とすること

(c) 第 38 条に従って加盟国ではない国が申請者にとって安全な第三国と見なされる場合には、第 33 条 2 項に従って申請を受理されないものと判断すること。ただし、そうすることが未成年者の最善の利益であることを条件とすること

(d) 未成年者の代理人が国内法に従って法的資格を有する場合には、第 20 条 3 項にいう手続きを適用すること

第 41 条を損なうことなく、第 46 条 6 項を保護者のいない未成年者に適用するにあたり、加盟国は、少なくとも第 46 条 7 項に定める保障を全ての事例に提供するものとする。

第 26 条 拘禁

1. 加盟国は、単にその者が申請者であるというのみの理由で、その者を拘禁しないものとする。拘禁の根拠及び条件、並びに拘禁された申請者が利用可能な保障については、指令 2013/33/EU に従うものとする。

2. 申請者が拘禁されている場合、加盟国は指

令 2013/33/EU に従って、迅速な司法審査の可能性を確保するものとする。

第 27 条

申請取下げの場合の手続き

1. 加盟国が国内法において明示的な申請の取下げについて規定している限りにおいて、申請者が明示的にその国際的保護の申請を取り下げた場合、加盟国は認定当局が審査を中止する決定又は申請を却下する決定をとることを確保するものとする。

2. 加盟国は、認定当局が決定を行うことなく審査を中止することを決定できることを決定することができる。その場合、加盟国は、認定当局が申請者のファイルに注意書きを記入することを確保するものとする。

第 28 条

間接的申請取下げ又は申請放棄の場合の手続き

1. 申請者がその申請を暗黙に取下げた又は放棄したと見なす合理的な理由が存在する場合、加盟国は、認定当局が申請を中止する決定をとること、あるいは、認定当局が指令 2011/95/EU の第 4 条に従って、その本案の十分な審査に基づき申請が根拠のないものと見なすことを条件とするかのいずれかにより、申請を却下することを確保するものとする。

加盟国は、特に、次のことが確認された場合、申請者が暗黙にその国際的保護の申請を取下げた又は破棄したものと推定することができる。

- (a) その申請者が、指令 2011/95/EU の第 4 条に関してその申請に不可欠な情報の提供の要請に答えることを怠った場合、又はこの指令の第 14 条から第 17 条に規定する個人面接に出頭しなかった場

合。ただし、申請者が申請者の力の及ぶところではない事情によるものであることを示した場合を除くこと、

- (b) 申請者が逃亡した場合、又は、合理的な時間内に権限ある当局に連絡することなく、許可なく居所又は拘束されていた場所を離れた場合、又は申請者が合理的な時間内に報告義務及びその他の連絡義務を遵守しなかった場合。ただし、申請者が申請者の力の及ぶところではない事情によるものであることを示した場合を除くこと。

これらの規定を施行する目的で、加盟国は期限又はガイドラインを定めることができる。

2. 加盟国は、本条第 1 項にいう中止の決定が行われた後に権限ある当局に再び報告した申請者が、その者の事例の再開の請求、又は第 40 条及び第 41 条にいう手続きの対象とならない新たな申請を行う資格を有することを確保するものとする。

加盟国は、申請者の事例が再開できず、又は新たな申請が再申請として扱われて第 40 条及び第 41 条にいう手続きの対象となり得るとした後に少なくとも 9 ヶ月間の期限を定めることができる。加盟国は、申請者の事例が 1 回に限り再開できることを、規定することができる。

加盟国は、そのような者がノン・ルフールマン原則に反して退去されないことを確保するものとする。

加盟国は、認定当局に対し、申請が中断された時点から審査を再開することを認めることができる。

3. 本条は、規則（EU）第 604/2013 号を損なうものではない。

第 29 条

UNHCR の役割

1. 加盟国は、UNHCR に対して、以下を認めるものとする。

- (a) 拘禁中、国境及び乗継区域を含み申請者にアクセスできること
- (b) 国際的保護のための個別申請、手続き過程、及び下された決定に関する情報にアクセスできること。申請者がそれに合意することを条件とすること。
- (c) ジュネーブ条約の第 35 条の下での監督責任の行使において、あらゆる権限ある当局に対して、手続きのあらゆる段階において、国際的保護のための個別の申請に関し、その見解を述べること。

2. 1 項は、加盟国との合意に従って UNHCR の代理で加盟国の領域内で働く機関にも適用するものとする。

第 30 条

個別事例に関する情報の収集

個別事例を審査する上で、加盟国は、以下を行わないものとする。

- (a) 国際的保護のための個別の申請に関する情報又は申請が行われたという事実を、迫害又は重大な危害の加害者とされる者に開示すること。
- (b) 当該申請者によって申請が行われたと

いう事実を、迫害又は重大な危害の加害者に直接知らせる結果となり、申請者若しくはその被扶養家族の身体の安全、又は出身国に留まる家族の自由若しくは安全を損なうような方法で、迫害又は重大な危害の加害者とされる者から情報を得ること。

第三章

一次審査手続き

第一部

第 31 条

審査手続き

1. 加盟国は、第二章の基本原則及び保障に従った審査手続きにおいて、国際的保護の申請を処理するものとする。
2. 加盟国は、十分かつ完全な審査を損なうことなく、審査手続きができる限り速やかに完了するよう確保するものとする。
3. 加盟国は、審査手続きが申請の提出から 6 ヶ月以内に完了するよう確保するものとする。

申請が規則（EU）第 604/2013 号に定める手続きの対象となる場合、6 ヶ月の期間は、その審査に責任を有する加盟国が当該規則に従って決定され、申請者が当該加盟国の領域に存在し、権限ある当局により引き取られた時点から始まるものとする。

加盟国は、次の場合、さらに 9 ヶ月を超えない期間まで、6 ヶ月の期間を延長することができる。

- (a) 複雑な事実及び／又は法律上の問題が

関係する場合

- (b) 多数の第三国国民又は無国籍者により同時に国際的保護の申請が行われたことにより、6ヶ月の期間内に手続きを完了することが実務上非常に困難である場合
- (c) 遅滞が、明らかに申請者が第13条の義務を怠ったことに起因するものである場合

例外により、加盟国は、十分に正当化される状況において、国際的保護の申請の十分かつ完全な審査に必要な場合、本項に定める期限を最大3ヶ月間超過することができる。

4. 指令2011/95/EUの第13条及び第18条を損なうことなく、加盟国は、一時的であることが見込まれる出身国での不確定な状況により、3項に定める期間内に認定当局が決定することを合理的に期待できない場合、審査手続きの完了を延期することができる。そのような場合、加盟国は、以下を行うものとする。

- (a) 当該出身国の状況の見直しを少なくとも6ヶ月毎に実施すること。
- (b) 関係する申請者に対して、延期の理由について合理的な時間内に知らせること。
- (c) 欧州委員会に対して、当該出身国に関する手続きの延期について合理的な時間内に知らせること。

5. いずれの場合も、加盟国は、申請の提出から最大21ヶ月の期間内に審査手続きを完了す

るものとする。

6. 加盟国は、6ヶ月以内に決定を行うことができない場合、当該申請者に対し、次のことを確保するものとする。

- (a) 遅滞について知らされること、及び
- (b) その者の請求に基づき、遅滞の理由及びその者の申請の決定が見込まれる時間的枠組みに関する情報を受け取ること。

7. 加盟国は、第二章の基本原則及び保障に従って、特に、次の場合には、国際的保護の申請の審査を優先できるものとする。

- (a) 申請が十分に理由のあるものである可能性が高い場合
- (b) 申請者が、指令2013/33/EUの第22条の意味の範囲内において脆弱である場合、又は、特別な手続的保障を必要としている場合（特に、保護者のいない未成年者）

8. 加盟国は、次の場合、第二章の基本原則及び保障に従って審査手続きが迅速化され、及び／又は、第43条に従って国境又は乗継区域で実施されることを規定することができる。

- (a) 申請者が、申請を提出し、事実を述べるにあたり、指令2011/95/EUに基づいて国際的保護の受益者の資格を有するか否かの審査とは関連のない争点のみを挙げた場合
- (b) 申請者がこの指令の意味における安全

な出身国の出身である場合

- (c) 申請者が、虚偽の情報若しくは文書を提出することにより、又は決定に否定的な影響を与え得る身元及び／又は国籍に関する関連情報若しくは文書の提出を差し控えたことにより、当局の判断を誤らせた場合
- (d) 申請者が、不誠実な意図を持って、その身元又は国籍の立証に役立ったであろう身分証明書又は渡航文書を破棄又は処分した可能性が高い場合
- (e) 申請者が、十分に確認された出身国情報と矛盾し、明らかに一貫せず、矛盾した説明、明らかに虚偽の説明又は明らかに起こりそうにない供述を行い、指令 2011/95/EU に基づく国際的保護の受益者の資格を有するか否かに関してその者の申立てには明らかに説得力がないとした場合
- (f) 申請者が、第 40 条 5 項に従って受理されないものではない国際的保護の再申請を行った場合
- (g) 申請者が、その者の退去となり得る先の決定又は切迫した決定の執行を遅延又は妨げるためにのみ申請を行っている場合
- (h) 申請者が加盟国の領域に不法に入ったか又はその者の滞在を不法に延長した場合であって、その者の入国状況を前提として、正当な理由なく、できる限り速やかに当局に出頭しなかった場合、又は国際的保護の申請を行わなかった

場合

- (i) 申請者が、第三国国民又は無国籍者によって加盟国一カ国に提出された国際的保護の申請の審査に責任を有する加盟国の決定のための基準及びメカニズムを設立する規則 (EU) 第 604/2013 号の効果的な適用のための指紋比較及び請求に応じて、法執行のために加盟国の警察当局及び欧州警察組織による Eurodac データを比較するための Eurodac の設立に関する 2013 年 6 月 26 日付けの欧州議会及び理事会規則 (EU) 第 603/2013 号⁽¹⁾に従って、指紋の採取を受ける義務に従うことを拒否した場合
- (j) 申請者が重大な理由により加盟国の安全若しくは公の秩序に対する脅威であると見なされる可能性がある場合、又は申請者が国内法の下で公の安全若しくは公の秩序の重大な理由により強制退去された場合

9. 加盟国は、第 8 項に従って、一次審査手続きの決定の採択のための期限を定めるものとする。それら期限は合理的なものとする。

3 項から 5 項を損なうことなく、加盟国は国際的保護の申請の十分かつ完全な審査のために必要な場合、これらの期限を超過することができる。

第 32 条

根拠のない申請

1. 第 27 条を損なうことなく、加盟国は、認定

⁽¹⁾ 本官報の 1 頁を参照のこと。

当局が指令 2011/95/EU に従って、申請者が国際的保護の資格を有しないと立証した場合にのみ、申請を根拠のないものと見なすことができる。

2. 第 31 条 8 項に列挙された状況のいずれかに該当する根拠のない申請の場合、加盟国は、国内法令でそのように定義されている場合、申請を明らかに根拠のない申請と見なすこともできる。

第二部

第 33 条

受理されない申請

1. 規則 (EU) 第 604/2013 号に従って申請が審査されない場合に加え、加盟国は、申請が本条に従って受理されないと見なされる場合、指令 2011/95/EU に従って申請者が国際的保護の資格を有するかどうかを審査することを求められない。
2. 加盟国は、次の場合にのみ、国際的保護の申請を受理されないものと見なすことができる。
 - (a) 他の加盟国が国際的保護を付与した場合
 - (b) 第 35 条に従って、加盟国以外の国が申請者にとって安全な一次庇護国と見なされる場合
 - (c) 第 38 条に従って、加盟国以外の国が申請者にとって安全な第三国と見なされる場合
 - (d) 申請が再申請であり、申請者が指令 2011/95/EU に基づく国際的保護の受益者としての資格を有するかどうかの審

査に関して、新たな要素若しくは事実認定が生じない又は申請者によって提出されない場合

- (e) 申請者の扶養家族が、第 7 条 2 項に従ってその者の事例を代理で提出された申請の一部とすることに合意した後に、申請を提出した場合であって、被扶養家族の状況について個別の申請を正当化する事実が存在しない場合

第 34 条

申請の受理可能性の面接に関する特別規則

1. 加盟国は、申請者に対して、認定当局が国際的保護の申請の受理可能性について決定する前に、第 33 条にいう根拠をその特別な事情に適用することについて見解を述べることを許可するものとする。そのためには、加盟国は申請の受理可能性に関する個人面接を実施するものとする。加盟国は、第 42 条に従って再申請の場合のみ例外とすることができる。

この指令の第 4 条 1 項 (a) 号及び規則 604/2013 号の第 5 条を損なわないものとする。

2. 加盟国は、認定当局以外の当局の職員が国際的保護の申請の受理可能性に関する個人面接を実施する旨、規定することができる。そのような場合には、加盟国は、そのような職員が、事前に、特に、国際人権法、連合の共通庇護アキ (*acquis*) 及び面接技術に関して、必要な基礎訓練を受けることを確保するものとする。

第三部

第 35 条

一次庇護国の概念

ある国は、次の場合、ある特定の申請者にとって第一次庇護国と見なされ得る。

第 37 条

安全な出身国としての第三国の国内指定

- (a) その者が当該国で難民として認定され、今もなお当該保護を受けることができる場合
- (b) その者が、さもなければ、ノン・ルフールマン原則による利益を享受することを含み十分な保護を享受できる場合。ただし、当該国に再入国が認められることを条件とすること。

第一次庇護国の概念を申請者の特別な事情に適用するにあたり、加盟国は第 38 条 1 項を考慮することができる。申請者は、第一次庇護国の概念をその特別な事情に適用することに異議を申し立てることを許されるものとする。

第 36 条

安全な出身国の概念

1. この指令に従って安全な出身国として指定された第三国は、申請の個別審査の後に、次の場合にのみ、ある特定の申請者にとっての安全な出身国と見なすことができる。

- (a) その者が当該国の国籍を有している場合
- (b) その者が無国籍者の場合であって、以前に当該国の常居者であり、

その者が、特別な事情において及び指令 2011/95/EU に従って、国際的保護の受益者としての資格に関して当該国が安全な出身国ではないと見なす重大な根拠を提示していない場合

2. 加盟国は、安全な出身国の概念について、詳細な規則及び手順を国内法令に定めるものとする。

1. 加盟国は、付属書 I に従って、国際的保護の申請の審査を目的とした安全な出身国の国内での指定に関する法令を保持又は導入することができる。

2. 加盟国は、本条に従って、安全な出身国と指定された第三国の状況を定期的に見直すものとする。

3. 本条に基づくある国が安全な出身国であるかの評価は、特に、他の加盟国、EASO、UNHCR、欧州理事会及びその他の関連国際機関からの情報を含む様々な情報源に基づくものとする。

4. 加盟国は、本条に従って安全な出身国と指定された国を欧州委員会に通知するものとする。

第 38 条

安全な第三国の概念

1. 加盟国は、権限ある当局が、国際的保護を求める者が当該第三国において、次の原則に従って取り扱われると確信する場合にのみ、安全な第三国の概念を適用することができる。

- (a) 生命及び自由が、民族、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、脅かされないこと。
- (b) 指令 2011/95/EU で定義する重大な危害のおそれが存在しないこと。
- (c) ジュネーブ条約に従って、ノン・ルフールマン原則が尊重されること。
- (d) 退去の禁止が、国際法に定める拷問及

び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いからの自由に対する権利の侵害において、尊重されること。

- (e) 難民の地位を求め、難民であることが判明した場合には、ジュネーブ条約に従って保護を受ける可能性が存在すること。

2. 安全な第三国の概念の適用は、以下を含む国内法に定める規則の対象とされるものとする。

- (a) その者が当該国に行くことが合理的であるとする根拠に基づいて、その申請者と当該第三国の間の関係を請求する規則
- (b) 権限ある当局が、安全な第三国の概念が特定の国又は特定の申請者に対して適用できると確信するための方法論に関する規則。そのような方法論は、特定の申請者にとっての当該国の安全性に関する個別の判断及び／又は一般的に安全と見なされる国としての国内の指定を含むものとする。
- (c) 国際法に従い、当該第三国が特定の申請者にとって安全かどうかに関する個別審査を許す規則。そのような規則は、最低でも、第三国がその者の特別な事情において安全ではないことを根拠として、申請者が安全な第三国の概念の適用に異議を申し立てることを許可するものとする。申請者は、また、(a)号に従って、自身と第三国間に関係が在ることに対し異議を申し立てることも許されるものとする。

3. 本条のみに基づいて決定を執行するにあたり、加盟国は、以下を行うものとする。

- (a) その旨、申請者に知らせること。
- (b) その者に対して、申請が本案について審査されてない旨、第三国の当局にその国の言語で知らせる文書を提供すること。

4. 第三国が、申請者がその領域内に入ることを許可しない場合、加盟国は第二章に示す基本原則及び保障に従って手続きへのアクセスが与えられるよう確保するものとする。

5. 加盟国は、同概念が本条の規定に従って適用される国について、定期的に欧州委員会に知らせるものとする。

第39条

安全な欧州の第三国の概念

1. 加盟国は、申請者が2項に従って安全な第三国からその領域に不法に入国しようとしている又は入国したことについて、権限ある当局が事実に基づき立証した場合には、国際的保護の申請及び第二章で述べられる申請者の特別な事情における安全に関する申請の審査が全く行われない又は完全には行われない旨、規定することができる。

2. 第三国は、次の場合にのみ、1項にいう安全な第三国と見なすことができる。

- (a) 如何なる地理的制限なくジュネーブ条約を批准し、その規定を遵守していること
- (b) 法律に規定された庇護手続きを設置し

ていること、及び

(c) 人権および基本的自由の保護のための欧州条約を批准し、効果的な救済に関する基準を含む同条約の規定を遵守していること。

3. 申請者は、当該第三国がその特別な事情において安全でないことを根拠として、欧州の安全な第三国の概念の適用に異議を申し立てることを許可されるものとする。

4. 当該加盟国は、ノン・ルフールマン原則に従って 1 項の規定を施行する方法、及びそれらの規定に従った決定の結果について定めるものとする。それらには、人道的又は政治的理由、若しくは国際公法の理由による本条の適用の例外について規定することを含む。

5. 本条のみに基づいて決定を執行するにあたり、加盟国は、以下を行うものとする。

(a) その旨、申請者に知らせること。

(b) その者に対して、申請が本案について審査されてない旨、第三国の当局に、当該国の言語で知らせる文書を提供すること。

6. 全な第三国が、申請者がその領域内に入ることを許可しない場合、加盟国は第二章に示す基本原則及び保障に従って、手続きへのアクセスが与えられるよう確保するものとする。

7. 加盟国は、同概念が本条の規定に従って適用される国について、定期的に欧州委員会に知らせるものとする。

第四部

第 40 条

再申請

1. 加盟国で国際的保護を申請した者が、同加盟国でさらなる陳述又は再申請を行った場合、その加盟国は、これらの陳述又は再申請の要素について、前回の申請の審査の枠組みにおいて、又は再審若しくは異議申立て中の決定の審査の枠組みにおいて審査するものとする。ただし、権限ある当局が、同枠組み内でさらなる陳述又は再申請の根底にある全ての要素を考慮し、検討できる場合に限る。

2. 第 33 条 2 項 (d) に従って国際的保護の申請の受理可能性に関する決定を行うために、国際的保護の再申請は、まず、申請者が指令 2011/95/EU に基づき国際的保護の受益者としての資格を有するのかの審査に関連する新たな要素若しくは事実認定が生じたか、又は申請者によって提出されたかのかに関する予備審査の対象とされるものとする。

3. 2 項にいう予備審査により、申請者が指令 2011/95/EU に基づき国際的保護の受益者としての資格を有する可能性を著しく増大させる新たな要素若しくは事実認定が生じたか、又は申請者によって提出されたと結論付けた場合、申請は、第二章に基づいてさらに審査されるものとする。加盟国はまた再申請のためのその他の理由においてもさらに審査されるものと規定することができる。

4. 加盟国は、当該申請者自身の責によらず、前回の手続きにおいて本条の 2 項及び 3 項に述べた状況を主張することができなかつた場合のみ、特に、第 46 条に従って効果的な救済に対するその者の権利を行使することによって、申請はさらに審査されると規定することができる。

る。

5. 本条に従って再申請がそれ以上審査されない場合、当該再申請は、第 33 条 1 項 (d) 号に従って受理されないものと見なされるものとする。

6. 本条にいう手続きは、次の場合にも適用可能とすることができる。

(a) 第 7 条 2 項に従って、その者の事例を代理で提出した申請の一部とすることに合意した後に、申請を提出した被扶養家族、及び／又は

(b) 第 7 条 5 項 (c) 号に従って、代理で申請が提出された後に、申請を提出した未婚の未成年者

それら事例においては、2 項にいう予備審査は、別個の申請を正当化する当該被扶養家族又は未婚の未成年者の状況に関する事実が存在するかどうかの審査により構成される。

7. 規則 (EU) 604/2013 に従って移送決定が執行されるべき者に関する人が、移送する国においてさらなる陳述又は再申請をした場合には、それらの陳述又は再申請は、同規則で定義される責任を有する加盟国により、この指令に従って審査されるものとする。

第 41 条

再申請の場合の加盟国に留まる権利の例外

1. 加盟国は、次の場合、領域内に留まる権利の例外とすることができる。

(a) その者が、加盟国からの退去となり得る切迫した決定の執行を遅延又は妨げ

るためにのみ、最初の再申請を提出した場合

(b) 最初の再申請を第 40 条 5 項に従って、受理されないものと見なした最終決定の後に、又は根拠のないものとして当該申請を却下した最終決定の後に、その者が同加盟国で再申請を再度行った場合

加盟国は、帰還決定が当該加盟国の国際的義務及び連合内の義務に反して直接又は間接にルフルマンにはならないと認定当局が考える場合にのみ、そのような例外を設けることができる。

2. 1 項にいう場合には、加盟国は以下を行うこともできる。

(a) 第 31 条 8 項 (g) 号に従って審査手続きが迅速化された場合、国内法に従って、迅速な手続きに通常適用される期間から逸脱すること

(b) 国内法に従って、第 33 条及び第 34 条で規定する受理可能性の手続きに通常適用される期間から逸脱すること、及び／又は、

(c) 第 46 条 8 項から逸脱すること。

第 42 条

手続的規則

1. 加盟国は、その申請が第 40 条に従って、予備審査の対象とされる申請者が第 12 条 1 項に規定する保障を享受することを確保するものとする。

2. 加盟国は、第 40 条に従って、予備審査に関

する国内法規則を定めることができる。それらの規則は、とりわけ、以下を行うことができる。

- (a) 関係する申請者に事実を示し、新たな手続きを正当化する証拠を立証することを義務付けること。
- (b) 第 40 条 6 項にいう事例を例外として、個人面接なしに専ら書面での提出に基づいて予備審査が実施されることを許可すること。

それらの手続きは、申請者の新たな手続きへのアクセスを不可能にするものではなく、又はそのようなアクセスの効果的な取消若しくは重大な制限にはならないものとする。

3. 加盟国は、申請者が予備審査の結果について適切な方法で知らされ、申請がさらに審査されない場合、その理由及び異議申立て又は決定の見直しを求める可能性について知らされるよう確保するものとする。

第五部

第 43 条

国境手続き

1. 加盟国は、第 2 条の基本原則及び保障に従って、加盟国の国境又は乗継区域において以下について決定するための手続きを規定することができる。

- (a) 第 33 条に従って、そのような場所で行われた申請の受理可能性、及び／又は
- (b) 第 31 条 8 項に従った手続きにおける申請の本案

2. 加盟国は、1 項に規定する手続きの枠組み

における決定が合理的な時間内に行われることを確保するものとする。決定が 4 週間以内に行われなかった場合、申請者は、この指令の他の規定に従って、その申請が処理されるために加盟国の領域への入国許可を付与されるものとする。

3. 多数の第三国国民又は無国籍者により同時に国際的保護の申請が行われたことにより、1 項に定める期限を適用することが実務上困難である場合であって、これらの第三国国民又は無国籍者が国境又は乗継区域近くの場所に通常のように収容されている場合には、その間に限り、それらの手続きを適用することができる。

第四章

国際的保護の撤回のための手続き

第 44 条

国際的保護の撤回

加盟国は、特定の者による国際的保護を撤回するための審査が、その国際的保護の有効性を再検討する理由が存在することを示す新たな要素又は事実認定が生じた場合には、開始され得ることを確保するものとする。

第 45 条

手続的規則

1. 加盟国は、権限ある当局が指令 2011/95/EU の第 14 条又は第 19 条に従って、ある第三国国民又は無国籍者から国際的保護を撤回することを検討している場合、その者が以下の保障を享受するよう確保するものとする。

- (a) 書面により、権限ある当局がその国際的保護の受益者としての資格を再検討していること及びそのような再検討の理由について知らされること、及び

(b) 第 12 条 1 項 (b) 号及び第 14 条から第 17 条に従った個人面接又は書面での陳述において、その国際的保護が撤回されるべきではない理由について示す機会を与えられること。

2. さらに、加盟国は、第 1 項に定める手続きの枠組みにおいて、以下を確保するものとする。

(a) 権限ある当局が、その適切な場合、EASO 及び UNHCR などの様々な情報源から、その者の出身国で支配的な一般的状況に関して、正確かつ最新の情報を入手できること、及び

(b) 国際的保護について再検討する目的で個別事例に関する情報が収集される場合、問題の申請者がその地位が再検討されている国際的保護の受益者であるという事実を加害者に直接知らせる結果となり、申請者若しくはその被扶養家族の身体の安全、又は出身国に留まる家族の自由若しくは安全を損なうような方法で、迫害又は重大な危害の加害者から情報を得ること。

3. 加盟国は、権限ある当局による国際的保護を撤回する決定が書面で伝えられるよう確保するものとする。事実及び法律上の理由が決定中で述べられ、当該決定に異議を申し立てる方法に関する情報が書面で伝えられるものとする。

4. 権限ある当局が国際的保護を撤回する決定を行った場合、第 20 条、第 22 条、第 23 条 1 項及び第 29 条も同様に適用可能である。

5. 本条の第 1 項から第 4 項からの逸脱により、加盟国は、国際的保護の受益者がその認定を明確に放棄した場合、国際的保護は法律により失効するものとする旨、決定することができる。

加盟国は、国際的保護の受益者が当該加盟国の国民となった場合、国際的保護は法律により失効する旨、規定することもできる。

第五章 異議申立手続

第 46 条

効果的な救済に対する権利

1. 加盟国は、申請者が、以下に関して、裁判所又は審判所による効果的な救済に対する権利を有することを確保するものとする。

(a) 国際的保護の申請について行われた決定。これには、以下の決定が含まれる。

(i) 難民の地位及び／又は補充的保護の地位について、申請を根拠のないものと見なす決定

(ii) 第 33 条 2 項に基づき、申請を受理されないものと見なす決定

(iii) 第 43 条 1 項に述べる加盟国の国境又は乗継区域で行われた決定

(iv) 第 39 条に従って、審査を実施しないとする決定

(b) 第 27 条及び第 28 条による申請の審査の中断の後の審査再開の拒否

(c) 第 45 条に従って国際的保護を撤回する決定

2. 加盟国は、認定当局により補充的保護の資格を有すると認定された者が、難民の地位についての申請を根拠のないものと見なす決定に対して、1 項に従って、効果的な救済に対する権利を有することを確保するものとする。

1 項 (c) 号を損なうことなく、加盟国によって付与された補充的保護の地位が EU 法及び国内法の下で難民の地位によって与えられるものと同じ権利及び利益を与えるものである場合、当該加盟国は、手続きを維持するなかで申請者の利益が不十分であることを根拠として、難民の地位に関して申請を根拠のないものとする決定に対する異議申立てを受理されないものと見なすことができる。

3. 1 項を順守するため、加盟国は、効果的な救済が、事実及び法律上の論点の完全かつ将来にむかっただの審査について規定することを確保するものとする（該当する場合、少なくとも第一審裁判所又は審判所における異議申立て手続きにおける指令 2011/95/EU に従った国際的保護の必要性の審査を含む）。

4. 加盟国は、申請者が 1 項による効果的な救済に対する権利を行使するための合理的な期間及びその他の必要な規則について規定するものとする。当該期間は、そのような行使を不可能又は過度に困難にするものではないものとする。

加盟国は、第 43 条に従って行われた決定の職権による再審について規定することもできる。

5. 6 項を損なうことなく、加盟国は、効果的な救済に対する権利を行使する期間が満了するまでの間、申請者が領域内に留まることを許すものとし、そのような権利が期間内に行使された場合は、救済の結果を待つ間、申請者が領域内に留まることを許すものとする。

6. 次の決定の場合、裁判所又は審判所は、そのような決定が申請者の加盟国に留まる権利を終了することにつながる場合で、そのような場

合において、救済の結果を待つ間、加盟国に留まる権利が国内法で規定されていない場合、申請者の請求又は職権により、申請者が加盟国の領域内に留まることができるか否かについて判断する権限を有するものとする。

(a) 決定が第 31 条 8 項 (h) 号にいう事情に基づく場合を除き、第 32 条 2 項に従って申請を明らかに根拠のないものとする決定又は第 31 条 8 項に従って審査の結果、根拠のないものとする決定

(b) 第 33 条 1 項 (a) 号、(b) 号又は (d) 号に従って、申請を受理されないものと見なす決定

(c) 第 28 条に従って申請者の事例が中断された後にその再開を拒否する決定

(d) 第 39 条に従って申請を審査しない又は完全に審査しないとする決定

7. 6 項は、以下を条件としてのみ、第 43 条にいう手続きに適用されるものとする。

(a) 申請者が必要な通訳、法的支援及び請求を準備し、救済の結果を待つ間、領域内に留まる権利を付与することを支持する論拠を裁判所又は審判所に提出するために少なくとも 1 週間を与えられること

(b) 6 項にいう請求の審査の枠組みにおいて、裁判所及び審判所が認定当局の否定的な決定を事実及び法律について審査すること。

(a) 項及び (b) 項にいう条件が満たされない

場合、5項が適用されるものとする。

8. 加盟国は、6項及び7項に定める申請者が領域内に留まることができるか否かを判断する手続きの結果を待つ間、申請者が領域内に留まることを許すものとする。

9. 5項、6項及び7項は、規則（EU）第604/2013号の第26条を損なうものではない。

10. 加盟国は、第1項に従って裁判所又は審判所が認定当局の決定を審査するための期間を定めることができる。

11. 加盟国は、申請者が間接的に1項による救済を取下げ又は放棄したと推定することができる条件について、従うべき手続きに関する規則と共に、国内法令で定めることもできる。

第六章

総則及び最終規定

第47条

公権力による異議申立

この指令は、国内法令で規定する公権力が行政処分及び／又は司法の決定に異議を申し立てる可能性に影響を与えるものではない。

第48条

秘密保持

加盟国は、この指令を施行する当局が、その業務を通じて入手したあらゆる情報に関して国内法により定義される秘密保持の原則により拘束されることを確保するものとする。

第49条

協力

各加盟国は、国内連絡窓口を指定し、その住所

を欧州委員会に連絡するものとする。欧州委員会は当該情報をその他の加盟国に連絡するものとする。

加盟国は、欧州委員会と連携して、権限ある当局間の直接協力及び情報交換を確立するためのあらゆる適切な措置をとるものとする。

第6条5項、第14項1項2段落目及び第31条3項（b）号にいう措置を用いる場合、加盟国は、それらの例外措置を適用する理由が存在しなくなり次第、及び、少なくとも年1回は欧州委員会に知らせるものとする。当該情報は、可能な場合、同年に処理された申請の全体数に対し逸脱が適用された申請の割合に関するデータを含むものとする。

第50条

報告

2017年7月20日までに、欧州委員会は欧州議会及び理事会に対して、加盟国におけるこの指令の適用について報告するものとし、あらゆる必要な修正を提案するものとする。加盟国は、欧州委員会に対し、その報告書の作成のために適切なあらゆる情報を送付するものとする。報告書の提出後、欧州委員会は欧州議会及び理事会に対して、少なくとも5年毎に加盟国におけるこの指令の適用について報告するものとする。

第1回報告書の一環として、欧州委員会は、特に、第17条の適用及び個人面接の報告に関して使用された様々な手段についても報告するものとする。

第51条

置換え

1. 加盟国は、遅くとも2015年7月20日までに、第1条から第30条、第31条1項、2項及

び 6 項から 9 項、第 32 条から第 46 条及び付属書 I の順守に必要な法律、規則及び管理規定を発効させるものとする。加盟国は直ちに、それらの措置の原文を欧州委員会に連絡するものとする。

2. 加盟国は、2018 年 7 月 20 日までに、第 31 条 3 項、4 項及び 5 項の順守に必要な法律、規則及び管理規定を発効させるものとする。加盟国は直ちに、それらの措置の原文を欧州委員会に連絡するものとする。

3. 加盟国が 1 項及び 2 項にいう規定を採択する場合、これらの規定の中にこの指令の条文の参照指示を含めるか、又は、官報の発行時にかかる参照指示を添付するものとする。加盟国は、この指令により廃止された既存の法律、規則及び管理規定での指令への参照指示は、この指令への参照指示と解釈される旨の声明を含めるものとする。かかる参照指示の方法及び声明の策定方法については、加盟国が決定するものとする。

4. 加盟国は、欧州委員会に対して、この指令の対象となる分野で採択される国内法の主要規定の原文を連絡するものとする。

第 52 条 暫定規定

加盟国は、第 51 条 1 項にいう法律、規則及び管理規定を、2015 年 7 月 20 日又はより早い日付の後に提出された国際的保護の申請及び 2015 年 7 月 20 日又はより早い日付の後に開始される国際的保護の撤回のための手続きに適用するものとする。2015 年 7 月 20 日より前に提出された申請及び 2015 年 7 月 20 日より前に開始された難民の地位の撤回のための手続きは、指令 2005/85/EC に従って採択される法律、規

則及び管理規定に準拠するものとする。

加盟国は、第 51 条 2 項にいう法律、規則及び管理規定を、2018 年 7 月 20 日又はより早い日付の後に提出された国際的保護の申請及び 2018 年 7 月 20 日又はより早い日付の後に開始される国際的保護の撤回のための手続きに適用するものとする。2018 年 7 月 20 日より前に提出された申請及び 2018 年 7 月 20 日より前に開始された難民の地位の撤回のための手続きは、指令 2005/85/EC に従って採択される法律、規則及び管理規定に準拠するものとする。

第 53 条 廃止

指令 2005/85/EC は、付属 2 第 B 部に定める指令の置換え期限に関する加盟国の義務を損なうことなく、2015 年 7 月 21 日から効力を有するこの指令により拘束される加盟国について廃止される。

廃止された指令に対する参照指示は、この指令への参照指示と解釈されるものとし、付属書 III の対比表に従って読み取られるものとする。

第 54 条 発効及び適用

この指令は、欧州連合官報での発表の日から 20 日後に発効するものとする。第 47 条及び第 48 条は、2015 年 7 月 21 日から適用されるものとする。

第 55 条 名宛人

この指令は、条約に従って、加盟国に宛てられる。

2013 年 6 月 26 日、ブリュッセルにおいて作成。

欧州議会
議長
M. Schulz

欧州理事会
議長
A. Shatter

付属書 I

第 37 条 1 項の安全な出身国の指定

法的な状況、民主的制度における法律の適用及び一般的な政治的状況に基づき、一般的かつ一貫して、指令 2011/95/EU で定義する迫害、拷問若しくは非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰、及び国際紛争又は国内紛争の状況での無差別暴力による脅威が存在しないことが証明できる場合、ある国は安全な出身国と見なされる。

この評価を行なうにあたり、とりわけ、以下によって迫害又は不当な取扱いに対して与えられる保護の程度が考慮されるものとする。

- (a) 当該国の関連する法律・規則及びそれらの法律及び規則が適用される方法
- (b) 人権及び基本的自由の保護のための欧州条約及び／又は市民的及び政治的権利に関する国際規約及び／又は拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連条約に定める権利及び自由、特に同欧州条約の第 15 条 2 項により逸脱が許されない権利の遵守
- (c) ジュネーブ条約に従ったノン・ルフールマン原則の尊重
- (d) それらの権利及び自由の侵害に対する有効な救済制度のための規定

付属書 II

第 A 部

廃止された指令

(第 53 条)

理事会指令 2005/85/EC

(OJL326、2005 年 12 月 13 日、13 頁)

第 B 部

置換え期限

(第 51 条)

指令	置換え期限
2005/85/EC	一次期限：2007 年 12 月 1 日 二次期限：2008 年 12 月 1 日

付属書 III

対比表

指令 2005/85/EC	本指令
第 1 条	第 1 条
第 2 条 (a) 号から (c) 号	第 2 条 (a) 号から (c) 号
—	第 2 条 (d) 号
第 2 条 (d) 号から (f) 号	第 2 条 (e) 号から (g) 号
—	第 2 条 (h) 号及び (i) 号
第 2 条 (g) 号	第 2 条 (j) 号
—	第 2 条 (k) 号及び (l) 号
第 2 条 (h) 号から (k) 号	第 2 条 (m) 号から (p) 号
—	第 2 条 (q) 号
第 3 条 1 項及び 2 項	第 3 条 1 項及び 2 項
第 3 条 3 項	—
第 3 条 4 項	第 3 条 3 項
第 4 条 1 項、第 1 段落目	第 4 条 1 項、第 1 段落目
第 4 条 1 項、第 2 段落目	—
第 4 条 2 項 (a) 号	第 4 条 2 項 (a) 号
第 4 条 2 項 (b) 号から (d) 号	—
第 4 条 2 項 (e) 号	第 4 条 2 項 (b) 号
第 4 条 2 項 (f) 号	—
—	第 4 条 3 項
第 4 条 3 項	第 4 条 4 項
—	第 4 条 5 項
第 5 条	第 5 条
第 6 条 1 項	第 6 条 1 項
—	第 6 条 2 項から 4 項
第 6 条 2 項及び 3 項	第 7 条 1 項及び 2 項
—	第 7 条 3 項
—	第 7 条 4 項
第 6 条 4 項	第 7 条 5 項
第 6 条 5 項	—
—	第 8 条
第 7 条 1 項及び 2 項	第 9 条 1 項及び 2 項
指令 2005/85/EC	本指令
—	第 9 条 3 項
第 8 条 1 項	第 10 条 1 項
—	第 10 条 2 項
第 8 条 2 項 (a) 号から (c) 号	第 10 条 3 項 (a) 号から (c) 号
—	第 10 条 3 項 (d) 号
第 8 条 3 項及び 4 項	第 10 条 4 項及び 5 項
第 9 項 1 項	第 11 条 1 項
第 9 項 2 項、第 1 段落目	第 11 条 2 項、第 1 段落目

目	目
第 9 項 2 項、第 2 段落目	—
第 9 項 2 項、第 3 段落目	第 11 条 2 項、第 2 段落目
第 9 条 3 項	第 11 条 3 項
第 10 条 1 項 (a) 号から (c) 号	第 12 条 1 項 (a) 号から (c) 号
—	第 12 条 1 項 (d) 号
第 10 条 1 項 (d) 号及び (e) 号	第 12 条 1 項 (e) 号及び (f) 号
第 10 条 2 項	第 12 条 2 項
第 11 条	第 13 条
第 12 条 1 項、第 1 段落目	第 14 条 1 項、第 1 段落目
—	—
第 12 条 2 項、第 2 段落目	第 14 条 1 項、第 2 段落目及び第 3 段落目
—	第 14 条 1 項、第 4 段落目
第 12 条 2 項、第 3 段落目	第 14 条 2 項 (a) 号
第 12 条 2 項 (a) 号	—
第 12 条 2 項 (b) 号	—
第 12 条 2 項 (c) 号	第 14 条 2 項 (b) 号
第 12 条 3 項、第 1 段落目	第 14 条 2 項、第 2 段落目
第 12 条 3 項、第 2 段落目	第 14 条 3 項から 5 項
第 12 条 4 項から 6 項	第 15 条 1 項及び 2 項
第 13 条 1 項及び 2 項	第 15 条 3 項 (a) 号
第 13 条 3 項 (a) 号	第 15 条 3 項 (b) 号
—	第 15 条 3 項 (c) 号
第 13 条 3 項 (b) 号	第 15 条 3 項 (d) 号
—	第 15 条 3 項 (e) 号
—	第 15 条 4 項
第 13 条 4 項	—
指令 2005/85/EC	本指令
第 13 条 5 項	—
—	第 16 条
第 14 条	—
—	第 17 条
—	第 18 条
—	第 19 条
第 15 条 1 項	第 22 条 1 項
第 15 条 2 項	第 20 条 1 項
—	第 20 条 2 項から 4 項
—	第 21 条 1 項
第 15 条 3 項 (a) 号	—
第 15 条 3 項 (b) 号及び (c) 号	第 21 条 2 項 (a) 号及び (b) 号
第 15 条 3 項 (d) 号	—
第 15 条 3 項、第 2 段落目	—

<p>目 第 15 条 4 項から 6 項 — 第 16 条 1 項、第 1 段落目 第 16 条 1 項、第 2 段落目、第 1 文 — 第 16 条 1 項、第 2 段落目、第 2 文 第 16 条 2 項、第 1 文 第 16 条 2 項、第 2 文 — 第 16 条 3 項 第 16 条 4 項、第 1 段落目 第 16 条 4 項、第 2 段落目及び第 3 段落目 — 第 17 条 1 項 第 17 条 2 項 (a) 号 第 17 条 2 項 (b) 号及び (c) 号 第 17 条 3 項 第 17 条 4 項 — 第 17 条 5 項 指令 2005/85/EC</p>	<p>第 21 条 3 項から 5 項 第 22 条 2 項 第 23 条 1 項、第 1 段落目 第 23 条 1 項、第 2 段落目、導入部 第 23 条 1 項 (a) 号 第 23 条 1 項 (b) 号 第 23 条 2 項 — 第 23 条 3 項 第 23 条 4 項、第 1 段落目 — 第 23 条 4 項、第 2 段落目及び第 3 段落目 第 24 条 第 25 条 1 項 第 25 条 2 項 — — 第 25 条 3 項 第 25 条 4 項 第 25 条 5 項 本指令</p>	<p>第 23 条 4 項 (e) 号 第 23 条 4 項 (f) 号 第 23 条 4 項 (g) 号 — 第 23 条 4 項 (h) 号及び (i) 号 第 23 条 4 項 (j) 号 — 第 23 条 4 項 (k) 号及び (l) 号 第 23 条 4 項 (m) 号 第 23 条 4 項 (n) 項及び (o) 号 — 第 24 条 第 25 条 第 25 条 1 項 指令 2005/85/EC</p>	<p>— 第 31 条 8 項 (g) 号 第 31 条 8 項 (h) 号及び (i) 号 — 第 31 条 8 項 (j) 号 — 第 31 条 9 項 — 第 33 条 第 33 条 1 項 本指令</p>
<p>— 第 17 条 6 項 第 18 条 第 19 条 第 20 条 1 項及び 2 項 — 第 21 条 第 22 条 第 23 条 1 項 第 23 条 2 項、第 1 段落目 — — 第 23 条 2 項、第 2 段落目 第 23 条 3 項 — 第 23 条 4 項 (a) 号 第 23 条 4 項 (b) 号 第 23 条 4 項 (c) 号 (i) 第 23 条 4 項 (c) 号 (ii) 第 23 条 4 項 (d) 号</p>	<p>第 25 条 6 項 第 25 条 7 項 第 26 条 第 27 条 第 28 条 1 項及び 2 項 第 28 条 3 項 第 29 条 第 30 条 第 31 条 1 項 第 31 条 2 項 第 31 条 3 項 第 31 条 4 項及び 5 項 第 31 条 6 項 — 第 31 条 7 項 第 31 条 8 項 (a) 号 — 第 31 条 8 項 (b) 号 — 第 31 条 8 項 (c) 号 — 第 31 条 8 項 (d) 号 第 31 条 8 項 (e) 号 第 31 条 8 項 (f) 号</p>	<p>第 25 条 2 項 (a) 号から (c) 号 第 25 条 2 項 (d) 号及び (e) 号 第 25 条 2 項 (f) 号及び (g) 号 — 第 26 条 第 27 条 1 項 (a) 号 — 第 27 条 1 項 (b) 号から (d) 号 第 27 条 2 項から 5 項 第 28 条 第 29 条 第 30 条 1 項 第 30 条 2 項から 4 項 — 第 30 条 5 項及び 6 項 第 31 条 1 項 第 31 条 2 項 第 31 条 3 項 第 32 条 1 項 第 32 条 2 項 第 32 条 3 項 第 32 条 4 項 第 32 条 5 項 第 32 条 6 項 — 第 32 条 7 項、第 1 段落目 — 第 32 条 7 項、第 2 段落目</p>	<p>第 33 条 2 項 (a) 号から (c) 号 — 第 33 条 2 項 (d) 号及び (e) 号 第 34 条 第 35 条 第 38 条 1 項 (a) 号 第 38 条 1 項 (b) 号 第 38 条 1 項 (c) 号から (e) 号 第 38 条 2 項から 5 項 第 32 条 — 第 37 条 1 項 — 第 37 条 2 項 第 37 条 3 項及び 4 項 第 36 条 1 項 — 第 36 条 2 項 第 40 条 1 項 — 第 40 条 2 項 第 40 条 3 項、第 1 文 第 40 条 3 項、第 2 文 第 40 条 4 項 第 40 条 5 項 第 40 条 6 項 (a) 号 第 40 条 6 項 (b) 号 第 40 条 6 項、第 2 段落目 第 40 条 7 項 第 41 条</p>

<p>— — 第 33 条 第 34 条 1 項及び 2 項 (a) 号 第 34 条 2 項 (b) 号 第 34 条 2 項 (c) 号</p> <p>指令 2005/85/EC</p>	<p>— 第 42 条 1 項及び 2 項 (a) 号 — 第 42 条 2 項 (b) 号</p> <p>本指令</p>	<p>び第 3 段落目 第 44 条 — — 第 45 条 第 46 条 付属書 I 付属書 II 付属書 III — —</p>	<p>第 52 条、第 1 段落目 第 52 条、第 2 段落目 第 53 条 第 54 条 第 55 条 — 付属書 I — 付属書 II 付属書 III</p>
<p>第 34 条 3 項 (a) 号 第 34 条 3 項 (b) 号 第 35 条 1 項 — 第 35 条 2 項及び 3 項 (a) 号から (f) 号 第 35 条 4 項 第 35 条 5 項 第 36 条 1 項から 2 項 (c) 号 第 36 条 2 項 (d) 号 第 36 条 3 項 — 第 36 条 4 項から 6 項 — 第 36 条 7 項 第 37 条 第 38 条 — 第 39 条 1 項 (a) 号 (i) 及び (ii) 第 39 条 1 項 (a) 号 (iii) 第 39 条 1 項 (b) 号 第 39 条 1 項 (c) 号及 び (d) 号 第 39 条 1 項 (e) 号 — 第 39 条 2 項 — 第 39 条 3 項 — 第 39 条 4 項 第 39 条 5 項 第 39 条 6 項 第 40 条 第 41 条 — 第 42 条</p> <p>指令 2005/85/EC</p>	<p>第 42 条 3 項 — 第 43 条 1 項 (a) 号 第 43 条 1 項 (b) 号 — 第 43 条 2 項 第 43 条 3 項 第 39 条 1 項から 2 項 (c) 号 — — 第 39 条 3 項 第 39 条 4 項から 6 項 第 39 条 7 項 — 第 44 条 第 45 条 第 46 条 1 項 (a) 号 (i) 第 46 条 1 項 (a) 号 (ii) 及び (iii) — 第 46 条 1 項 (b) 号 — 第 46 条 1 項 (c) 号 第 46 条 2 項及び 3 項 第 46 条 4 項、第 1 段落 目 第 46 条 4 項、第 2 段落 目及び第 3 段落目 — 第 46 条 5 項から 9 項 第 46 条 10 項 — 第 41 条 11 項 第 47 条 第 48 条 第 49 条 第 50 条</p> <p>本指令</p>		
<p>第 43 条、第 1 段落目 — 第 43 条、第 2 段落目及</p>	<p>第 51 条 1 項 第 51 条 2 項 第 51 条 3 項及び 4 項</p>		

